

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する  
調査特別委員会会議録（その18）

招集年月日時刻及び場所

平成17年11月28日（月） 午前10時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

長野県本人確認情報保護審議会会長	不破	泰氏
元県総務部市町村課長	藤澤	幸男氏
元県経営戦略局参事	岡部	英則氏
元県経営戦略局政策チーム企画員	宮津	雅則氏
元県企画局長	田山	重晴氏

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事項

- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

開会時刻 午前10時3分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項並びに住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項について証人から証言を求めます。

本日、出頭を求めました証人は、県本人確認情報保護審議会会長不破泰さん、元県総務部市町村課長藤澤幸男さん、元県経営戦略局参事岡部英則さん、元県経営戦略局政策チーム企画員宮津雅則さん、元県企画局長田山重晴さん、元県経営戦略局参事松林憲治さん、以上6名であります。

なお、証人松林憲治さんにつきましては、議長から本日の委員会に証人として出頭するよう通知いたしましたところ、お手元に配付いたしました「県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会への出席について」のとおり、本日は出席できない旨の通知が議長にありました。お諮りいたします。松林憲治さんにつきましては、12月2日の次回委員会に再度出頭を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木委員 きょうの事案に関する証人要請は、すべて一連の住基ネットの侵入実験に関する主要な役割を担った証人であります。したがって、きょうの書面をいただいています出頭できないという理由に関して、栄村の村長さんとの懇談、それから県職労との懇談等の打ち合わせがあるということなんです。それを理解しつつも、できるならばきょうの午後、あるいは組合との交渉の推移の時間等もあると思うんですが、それ以前の問題として、この百条委員会に対して速やかに出席できるように改めてもう一度、証人としての出頭要請を私はしていただきたいと思っています。そうでなければ、今まで積み重ねた論議の中で、私ど

もも互いに時間のやりくりをしながら、県民の付託を受けてやっている大事なこの百条委員会に対する認識が、どうも松林さんとの委員会に対するこの食い違いあるんじゃないかと、そんなような部分がかいま見られてしようがありません。今、正式にきょう都合がつかないという説明がありましたけれども、私は再度改めてやりくりをしていただいて、御都合いただきたいということをこの場で申し上げたいと思います。

宮澤副委員長 今、鈴木委員から出された問題で、証人松林さんに対してのアプローチでございますが、今、鈴木委員さんがおっしゃられましたように地方自治法第100条の規定に基づいて設置され、知事も全面協力を約束している当百条委員会でございますので、県の職員である松林さんに対して、実は事務局の方から何度も何度も御出席要請を申し上げました。

私の方からも、きょうの午前中の栄村の村長との懇談はキャンセルできるものではないのかどうか、それからあとにそれを送っていただくことはできないのかどうか、1回開催するのに費用を費やしてやっているこの会議でございますので、そのようなことも説明しながら何度も申し上げたんですが、会議中ということで、事務局の方からまいりまして直接本人になかなか会うこともできなかったとこういうような実態でございます。非常に正副委員長としまして、この松林憲治氏の対応につきましては、地方自治法の第100条の重さというものを非常に理解しておいでにならないような状況だというふうにとらえているところでございます。

実は過去におきまして、記録の請求がございました手帳の提出にいたしましても、みずからすべて白紙にして、目隠しをして持ってくると。ほかの証人は、こういうふうになっておりますので目隠しはこういう状況ですとか、そういうようなさまざまプライバシーに配慮して、私どもも正副委員長でさせていただいたわけでございますが、全く目隠しのまま、ここはこう書いてありますので公開できませんということで、事実を確認するようなことまで一切応じないという、非常に松林憲治氏のこの百条委員会に対する対応というものにつきましては、正副委員長も非常に苦慮しているところでございます。

そんなことも含めまして、もし細かい詳細、当たられた部分の、いつ何日にどういう経過で松林証人に当たったかという問題をお知りになりたければ、事務局の方から説明させますけれども、正副委員長としては、そういうような努力、また何の要件で、それは今回の時間がやりくりできないかということも、何度も何度もお話しした経過がございますが、委員の皆さんからきょうどうしても関連でということになりましたら、再度、正副委員長で考慮しながら本人のところへ直接電話をするなり、また今この経過をお伝えするなりして、本人の出頭を求めたいとこんなふうにいるところでございますけれども、経過と状況だけ御説明をさせていただくところでございます。

竹内委員 当百条委員会に対する、松葉弁護士がいわゆる契約行為で担当しておられるということを総務委員会で論議したときも、県の立場は百条委員会に協力する立場で対応しているんだという御説明がございました。そういう意味でいきますと、今、鈴木委員が言われたように、一連のきょうの、住基にかかわることを当委員会としてきょうやろうということでまとめたことに対して、協力する一つは責務があるだろうということが1点。

それから午後の日程が県職労との交渉ということで書かれておりますが、先ほど県職労の委員長に確認しましたところ、1時からおおむね2時間ぐらいで終わるのではないかということが言われていますので、ぜひ改めて4時ぐらいからでも当委員会に出頭いただけるように、改めて正副委員長のところで要請をいただきたいということを私から提案させていただきます。よろしくをお願いします。

柳田委員 今のそれぞれの委員さん、あるいは副委員長の御説明をいただく中で、松林憲治氏の行動自身の出頭拒否といったような印象を、きちんと委員会としても考えていかなければいけないような事態になるのではないかなというふうに思っています。そういう意味ではこの時間を問わずこの委員会の中で呼び出したいという、そういうのを再交渉をお願いすることを、同じことを申し上げていただきたいんですが。

とともに事実関係として確認させていただきたいと思いますが、この委員会においては、11月28日をこの住基ネットの尋問を行うことを決定したと思います。しかしながら、松林憲治氏のこの議長あての文書を見ると、議会事務局の高橋課長補佐が「11月28日もしくは12月2日のいずれが出席可能であるかとの問い合わせ」とあります。これがもし事実だとするならば、委員会の意思と事務局の意思が異なるということは許されないことでありますけれども、11月28日で私ども委員会は要請したはずで、その辺の事実経過を御説明いただきたいと思えます。

小林委員長 それでは私からそれをかわって御説明申し上げますが、11月28日という日を区切って要請したものでございます。したがって、今の御質問にはそういう経過で事務局が対応いたしました。以上でございますが、したがってただいまの発言につきまして、再度、きょうの午後の出頭を要請するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

高見澤委員 それぞれ証人に尋問をする私たちの立場から見ると、尋問の流れというものがございまして、したがって、今、それが確認できるのか、あるいはお昼になるのか、その辺のところもちょっと先に、この委員会として決めていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

小林委員長 わかりました。それらも含めて、それでは要請することよろしゅうござい

すか。

(「異議なし」の声あり)

それでは副委員長にその交渉にこれからすぐ当たっていただきまして、そして午後、ですから午後の1時とか2時とかということではなくて午後要請するという形で、例えば組合交渉等につきましても、今度は副知事という職責ができたりしておりますので、その点も含めて御協力をいただけないかということで、再度、要請してまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは以上の件につきましては、早速当たっていただきたいと存じます。それではお願いいたします。

これより、各証人から順次証言を求めます。最初に、不破泰さん、藤澤幸男さんから証言を求めます。お諮りいたします。証人不破泰さん、藤澤幸男さんから証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、証人不破泰さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、お手元に配付をいたしましたとおり、前面よりぜひすべてを撮影していただきたくお願いいたしますという申し出がありました。従前どおり、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくようお願いする次第でございます。

これより、各証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

証人各位におかれましては、大変お忙しい中、本委員会のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。これから調査にもぜひ御協力いただくようお願いする次第でございます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護

人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

まず不破泰証人、宣誓書の朗読を願います。

[ 不破証人、宣誓書を朗読 ]

次に藤澤幸男証人、宣誓書の朗読を願います。

[ 藤澤証人、宣誓書を朗読 ]

ありがとうございました。御着席を願います。

お諮りします。本日、証人として不破泰さん、藤澤幸男さんの出頭を求めています。お二方を同席の上で証言を求めることとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する重要な問題等について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないように御協力をお願いいたします。また、委員の発言につき

ましては、証人の人権に十分配慮されるよう要望しておきます。

これより不破泰証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き鈴木委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことになっております。

まず不破泰証人に私からお尋ねをいたします。あなたは不破泰さんですか。

不破証人 はい、不破でございます。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

不破証人 現在の職業は、信州大学大学院の教授を務めております。

小林委員長 次に藤澤幸男証人にお尋ねをいたします。あなたは藤澤幸男さんですか。

藤澤証人 はい、藤澤幸男でございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

藤澤証人 松本空港ターミナルビル株式会社の代表取締役専務をいたしております。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、鈴木委員から尋問させていただきます。

鈴木委員 それでは委員各位から貴重なお時間をいただき、主尋問をさせていただきたいと思っております。冒頭、委員長からお話がありましたように、もし不足の点がありましたら皆さんの方から補充尋問をお願いしていることを含めて、尋問に入らせていただきたいと思います。

不破証人には、何か昨日まで海外へ出張だそうで、大変ハードスケジュールの中、御都合いただいたことを冒頭まずもって感謝申し上げたいと思っております。なお、討論ではありませんから、事実関係だけきちんと記憶の範囲の中で正確にお答えいただければ結構だと思っております。

まず不破証人は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例に基づき設置された、極めて重要な審議会の委員長を務められた方として、私は承知しております。したがって、委員長としてこの審議会の役割、目的をどのようにまず理解をされておられたのか、お伺いをしたいと思います。

不破証人 先ほどお尋ねのありましたとおり、私は本人確認情報保護審議会の会長を務めておりました。この審議会は、住民基本台帳法の定めに基づいて設置された審議会でありまして、その役割は本人確認情報の保護に関すること。それに関して、本人確認情報を使って県が行うこと、それによって本人確認情報が保護されるのかどうか、そういうことを審議する委員会の委員長を務めておりました。

鈴木委員 審議会の委員長就任を事前に県から打診されたと思われるんですが、この審議会において、不破さんは委員長という立場でどのような役割を担ってほしいとの相談、お話があったかどうか。まずその交渉は具体的にはだれからお話がありましたでしょうか。

不破証人 まず話がありましたのは、これ平成14年12月に審議会が設置されましたけれども、

その1、2カ月前であったというふうに記憶をしております。話を持ってこられたのは、情報政策課の方、課長ではなくて情報政策課の方と市町村課の方が来られたというふうに記憶をしております。そのときの御説明で、本人確認情報保護審議会というのはこういうことをやりますよという内容について、先ほど私が述べましたようなことを説明を受けた、それだけでございます。

鈴木委員 確認しますが、委員長就任の要請に当たっては、情報政策課の職員と市町村課の職員、2名でしょうか。具体的な固有名詞は記憶にございますか。

不破証人 具体的な氏名はちょっと記憶にございません。申しわけありません、もしかしたら市町村課の職員がお二人だったかもしれません。最初に市町村課の職員が来られて、そのあと情報政策課の職員が来られたのかもしれませんが。申しわけありません。

鈴木委員 記憶が定かではないということなのですが、改めてもし名刺等、記録する文書が保存されておられるようでしたら、追って御開示を願いたいと思います。

では次の尋問に入らせていただきます。住民基本台帳ネットワークに、委員長として大変御苦労いただいたのは承知しておりますが、いよいよ具体的な実験が始まりました。この侵入実験は、住民基本台帳ネットワークの安全性を検証するために、不破委員長、あなたが田中知事に対して侵入実験を行うように提言したと報道されております。事実でしょうか。

不破証人 ちょっとそのことについて、少し証言させていただきたいと思っておりますけれども。平成15年の段階で、市町村のいくつかがインターネットと住基ネットが接続されているところがありまして、その部分が非常に危ないよということで、平成15年5月の審議会が出した報告書の中で、その危険を指摘いたしました。その危険性について、具体的に検証をする意味で、市町村の方からも本当にそれで危ないのかという御意見もありましたので、その部分についてはちゃんと検証すればいいですよというふうに申し上げたことがございます。その部分の侵入実験を県に言ったということであれば、それは、私は確かに申し上げました。

そのあと、総務省の方からもセキュリティーに関してインターネットとの接続を切るよというので、そのことに対する補助金も出たこともありまして、9月の段階ではほぼ長野県下のほとんどの市町村でインターネットとの接続は切れております。その意味では、私が申し上げた侵入実験というものの意味合いは変わってきているというふうに思っております。

その後、県がやられた侵入実験というのは、これはあくまでも県が主体的にやられた侵入実験なんですけれども。インターネットとの接続の部分のチェックというよりは、内部からのネットワークの脆弱性の検査というふうに承っております。

鈴木委員 私も3年前になりますか、当時のいろいろな記録を精査した中で、審議会の提言



を受けて、インターネットからの接続がまずいという事前の措置がとられたということは承知しております。したがって、今回、いわゆる私どもの委員会が取り上げている住基ネット本体への侵入実験というものは、一体どういう部分、何が必要なのかという部分については、不破委員長の提言とは若干違うという、今、証言ということに理解してよろしいでしょうか。不破証人 私が最初に申し上げた侵入実験と、その役割は違っていると。ただ、では役割は違ったから、今回県がやった侵入実験は意味がないということを上げるわけではありません。それはそれで実際に意味のあるいくつかの脆弱性がわかりましたので、それをもとに今は市町村と一緒に、実際に安全を高める努力をしているところでございます。

鈴木委員 審議会の提言に沿ってという、あるいは委員長からの提言ということなんですが。審議会で議論をされた提言を受けてということでもよろしいんでしょうか。

不破証人 それは最初に私が申し上げたインターネットとの接続がまだ切れていないときの実験のことでしょうか。

鈴木委員 インターネットの問題ではなくて、次の本体の侵入実験の部分です。

不破証人 本体と言いますか、内部からの脆弱性の実験、実際に県がやられた実験ということに関しましては、8月の審議会で先立ってその2日前でしたか、知事が会見をされまして、そのときにはインターネットからの侵入に関して実験をしたいというふうに言われました。実はそのときはまだ、市町村いくつかのところインターネットとの接続が続いておりましたので、それを受けて8月19日の審議会で改めて私どもの方からも、侵入実験と言いますか、脆弱性の検査はすべきであるというふうに申し上げました。

その後、実際には市町村とのインターネットの接続はほとんど切れていきましたので、そのときにお話しした侵入実験の意味合いはなくなったと。新しくやりました内部からの侵入実験について、審議会の中でどういうふうにすべきであるかというようなことを議論したことはございません。

鈴木委員 ちょっと確認させていただきますが、内部からの侵入実験というものは、審議会で提言した趣旨、あるいは審議会で論議をし提言した趣旨に沿って県が行った実験ではないという認識でよろしいでしょうか。

不破証人 審議会の委員が協力はしておりますけれども、審議会としてどういうことを調査すべきであるということを審議したことはございません。

鈴木委員 わかりました。審議会が提言した内容とは違うという、今、証言をいただきました。ただし、審議会の委員がかかわっているということは事実であると。したがって、実際に行われた侵入実験は、審議会として提言した内容と違うということを確認させていただきましたが、具体的にどの辺が違うのか、簡潔に証言をいただければと思います。

不破証人 審議会で5月、6月に話をしておりましたのは、インターネットからの侵入の危険が現実にあるので、そのことについて各市町村で調査をしましょうということでありました。実際に実験をされたときには、その後インターネットとの接続そのものがもうなくなっておまして、ただ脆弱性の検査というのは別にインターネットからの接続だけを調べるものではなくて、内部のいろいろな調査、パスワードが非常に甘いとか、そういうこともございますので、そういうことを検査をされたということであろうかと思えます。

鈴木委員 ありがとうございます。いわゆる住基ネットの県のこの侵入実験の問題は、私自身なりに当時の状況を検証してみますと、田中知事が個人として活動してきたいろいろな思い、かかわってくる問題と、私は深く関係していることなんですね。審議会についても、その委員の人選から関与し、審議会の議論の方向についても大きな関心を持っていたと、私は一部の関係者からお聞きしております。審議会の開催の前、あるいは後で毎回3階の知事室等で、知事、特定の審議会委員及び特定の関係職員で打ち合わせを行っていたようですが、その事実関係については御承知していただけるでしょうか。

不破証人 審議会の前、後で、ときには知事も参加をされて、私も参加をした中で、どうもお疲れ様でしたというような話、それから次回はどこで何月ごろやりましょうかというような日程の打ち合わせ、それから当時、最初のころは市町村に随分調査をいたしております。いくつかの市町村を回っておりますけれども、そういうときの日程調整等を行ったことはございます。ただその時点で、例えば審議のやり方とかそういうことに、県ないし知事の方から何か意見が出るというようなことはございません。私が出た中ではございません。

鈴木委員 不破証人も出席の席で知事の同席の会合を持たれたということは事実であると。ただ内容に関しては、不破証人は当時委員長のお立場の中で、具体的な内容については関与、あるいは承知しておらないという証言でよろしいでしょうか。

不破証人 もう一度今の質問の趣旨を。

鈴木委員 3階の知事室で実験前、後において、特定の委員及び関係職員で打ち合わせをおやりになったと思うんですが、日程の打ち合わせだけのみならず、実験の内容、方法に関する部分に関しては、不破証人は聞き及んでいないという証言でよろしいのでしょうかということです。

不破証人 日程の調整ですね。それから、ほとんど日程の調整、どの市町村を今度回りましょうかとか、そういう調整だけであったというふうに記憶をしております。

鈴木委員 その打ち合わせの場合に、審議会の委員では、委員長以外にどなたの審議会の委員が参加され、あるいは県の職員、関係職員は、だれが同席して参加しておりましたでしょうか。

不破証人 その場その場で違いますけれども、審議会のほぼ全委員が毎回出ていたというふうに記憶をしております。そのときにお忙しい委員などで先に帰られる委員もおられましたけれども、そのときに時間のある委員は皆さん残っていただいて日程調整をいたしておりました。また、県の職員の方もそのときの市町村課の事務局の方、情報政策課の事務局の方、それから途中からは対応チームというのができましたので、その対応チームの方が同席しておられました。

鈴木委員 当時の市町村課長の氏名は御存知でしょうか。

不破証人 西泉課長と、それからそのあと藤澤課長にかわられて、今は吉沢課長です。

鈴木委員 当時の市町村課長は、そのいろいろな打ち合わせ等に同席されておりましたでしょうか。

不破証人 個々の方がどなたが同席されていたかはちょっとわかりません。市町村課の方が同席されておられたことは確かであります。

鈴木委員 もう一度では確認いたしますが、知事は、延べ何回くらい同席されましたでしょうか。

不破証人 知事は、私の記憶では2、3回程度だったのではないかなというふうに思っております。

鈴木委員 不破委員長が参加されたいろいろなその侵入実験の打ち合わせ、日程等を含めた打ち合わせ以外の、不破委員長が参加されない打ち合わせ等が開催されたような情報、もしくはそういうような場が設定されたということは聞き及んでいらっしゃるでしょうか。

不破証人 それは新聞等で読ませていただいています。

鈴木委員 私は前提として、一般常識として申し上げますけれども、要するに審議会というのは、行政とは中立性を保ち、いわゆる専門家が、まさに技術的、論理的にも専門家的な審議を行うものであると、私は理解していきまして当然そのとおりだと思います。したがって、正規の審議会以外の、いわゆるインフォーマルな場でいろいろな政策決定がなされたり、審議会の方向があらかじめ予断を持って行方を決められるような場や会合があったとすれば、審議会そのものの存在が私は問われてもやむを得ないと思います。ですからその辺で、私は委員長に確認の意味でお尋ねいたしますけれども、今、報道でお聞きになったと。もしその中に審議会の委員が参画され、県の職員も参加した中で、実験の方法等についても打ち合わせ等があったとすれば、審議会の委員長としてどのような所感をお持ちでしょうか。

不破証人 私自身は、委員がだれと会ってどういう話をしたということに、それほど実は興味を持っておりません。私自身が会長として非常に気を使いましたのは、ただ事前にどこかで何か打ち合わせされていて、その結果、審議に事前の打ち合わせがそのまま影響してし

まうというか、審議の行き方がそれによって、だれかによって示唆されて行き方が変わってしまうというようなことは絶対あってはならないというふうに考えておりました。

それ以外に委員同士ないしはいろいろな方が会って、打ち合わせをしたり、意見交換をしたりということそのものは、それほど悪いことであるというふうには思っておりません。その内容がゆがめられてしまったり、事実と違う形で進められていったりというようなことは、絶対あってはならないということで、そのことに関しては、私は新聞報道があったあと各委員に、そんなことはないですよねというようなことはお話しした記憶がございます。委員の方からはそんなことはありませんという、もう打ち合わせは何回かしたけれども、それによって自分の信念に基づいて動いてきたことが、だれかによってゆがめられたりというようなことはないというふうに伺っております。

鈴木委員 先ほど一部証言をいただきましたけれども、改めて確認の意味で尋問させていただきます。委員会としては、侵入実験がなぜ必要であったのかという部分について、もう一度御説明をお願いしたいと思います。

不破証人 最初、委員会として、5月、6月の段階で必要であったのはインターネットからの侵入について脆弱性があるということで、市町村の方が、では自分のところの市町村は安全なのか、安全ではないのかというのを確かめるために、個々に侵入実験をすべきであるというふうに申し上げました。侵入実験というのは、例えば隣の家で侵入ができたから家も危ないというようなことでは決してありません。また隣の家が大丈夫だったから家も大丈夫だということでもないわけで。個々のものですから、個々、個々に、自分のところはどうかなということを検証すべきですねということをお願いしてきてきました。それが、私どもが言ってきた、最初に申し上げていた侵入実験のことです。

同様にして県がやられた侵入実験も意味がありまして、内部でこういう問題がありましたよということを明らかにしてきましたので、そのことについてあとで、侵入実験に参加された委員の方からその意味についていろいろお話を伺ったりしてございます。

鈴木委員 インターネットに接続した市町村がありセキュリティー上問題があるということは、審議会の示唆をもって対応されたということですね。ただし問題は、その第二次侵入実験について、いわゆる総務省は、実験方法についても「サーバー室のかぎをあけるなど物理的な侵入を伴うもので、的確性を欠いた方法」と批判しております。これは御承知のとおりだと思います。実験内容は、審議会として是認できる内容だったのかどうなのか。そもそもこの実験は、もう一度確認しますが、必要な実験であったのかどうなのか、その辺の御認識についてお答え願いたいと思います。

不破証人 これは実際にやられた侵入実験についてということですね。例えばサーバー室の

かぎをあけた、中のラックのかぎをあけたというのは事実でございます。そのことについて、私は、12月の審議会でそのことはどういうことであったのか、なぜかぎをあけたのかということ、実際に実験に参加をされた吉田委員に何回も聞いております。そのときにわかったことは、実験を静かな場所でやる意味で、サーバー室の中に入って実験をさせていただいたのであって、例えばサーバー室の中に入らなくてもサーバー室から出てきている線、そこにハブというものがついてございまして、そこにパソコン、その実験者のパソコンをつなぐだけで全く同じ環境はできます。ただそれをやる場所が、いろいろな方がおられる、特に報道陣の方もたくさん詰めておられる中の場所でしたので、静かな場所でやる意味でラックのところまで接続をさせてもらったというふうに話を伺いまして、なるほどなというふうに思いました。

侵入実験そのものが意味があったかどうかということでありまして、これは現実的にその侵入実験の結果をもとにいろいろな脆弱性がわかりまして、例えばパスワードが非常に甘かったとか、その中に入っているデータが暗号化されていなくて生で全部読めてしまったとか、いろいろな問題がございました。それをもとに脆弱性を改善すべくいくつかの提言が出ておりまして、実際に市町村もすべての市町村が参加されている電子自治協議会の安全ワーキングの方で、その侵入実験の結果をもとに安全対策というものが今つくられて、それが今実施されているところであります。また総務省の方も実際にそのいくつかの安全案というものを出しておられたりしまして、私はその意味では非常に意味のある実験結果が出ている。今も意味があり、それに基づいて安全策が出されているというふうに思っております。

今後も、私は侵入実験というのは人間ドックのようなものですので、例えば年に1回健康診断を受けましょうねというような形でやっていくべきじゃないかなと。ただしそのときには、ぜひ明朗な手続のもとで、気楽に受けられる実験というものをやっていくべきじゃないかなというふうに思っております。

鈴木委員 今、不破委員長が証言されましたように、人間ドックに例えましたけれども、これは市町村という公の行政の場で、いわば県民の情報、財産、それから市町村の行政運営にかかわる根幹の問題なんですね。それが市町村のCS（コミュニケーションサーバー）にまで侵入された、されないとか、あるいは管理権を出したとかいう報道がかしましく飛んでおりました。大前提として侵入実験は一次、これは県の主体的な実験を評価するという発言がございましたが。確か不破委員長は提案されたときに、市町村に不安を与えないよう公開の場でというふうに求めていたはずだったと思うんですが、その辺に対する所感、受けとめ方はいかがでしょうか。

不破証人 確かに私は、実験のときには市町村に不安を与えないように、また事前にしっか

り打ち合わせをした上で、できるだけ多くのことを公開していただきながら実験をすべきであると。公開というのは、どこで何を目的にどういう実験をするのかということは、セキュリティーの問題がない限りはしっかり公開をしながら実験をすべきであるというふうに申し上げました。

鈴木委員 したがいまして、この委員会で問われているのは、侵入実験のいわゆるきちんとした法的な手続、それから公開性の問題。と同時に県と市町村とのきちんとした信頼関係、最終的には県民がおおむね理解できる実験であったのかどうなのかということ、実はこの委員会の場で今証人として証言を求めているわけなんです。ですから技術的、理論的な結果として、やはり実験をしてよかったという部分と、多少そぐわない部分があるということも受けとめていただきたいと思います。

実は2003年12月16日の地元紙の報道によりますと、総務省の見解として、県が住民基本台帳ネットワークに対して行った侵入実験の結果、情報改ざんなどの危険性があると発表したことについて、「庁内LANの小さな脆弱性を住基ネット本体の安全性の問題であるかのよようにねじ曲げ、ことさらに誇大に取り上げた結果を公表しており、まことに遺憾である」と、総務省はこういうコメントを発表しております。実験方法についても、「サーバー室のかぎをあけるなど物理的な侵入を伴うもので、的確性を完全に欠いた方法」と批判していると。これはこれで一つのコメントとして私は受けとめなければいけないと思います。

したがいまして、第二次侵入実験については、不正アクセス防止法の観点から考えて、実験の方法が通常想定されている範囲を超えた調査方法との指摘もありますが、専門家の見地から判断して、不正アクセス防止法の観点から問題点があったように受けとめておられるかどうか。この手続上、きちんとした手続を経た上で問題ないという評価ができるものであるのかどうか、その辺について見解を承りたい。

不破証人 不正アクセス防止法の部分につきましては、これ12月の審議会のときに吉田委員に、ここから先調べてないのはなぜですかと。つまり住基ネット本体のデータは全部見えてしまったというそこから先、ラスデック(LASDEC 財団法人地方自治情報センター)のネットワークの方に入らなかったのはなぜですかというふうに聞いたところ、不正アクセス防止法にそこから先は全部引っかかってしまうので、総務省の許可がなければそこは調べられなかったということ聞いております。その意味で、不正アクセス防止法に委員として配慮をした上で実験をされたのだなというふうに、そのときは受けとめました。今のことでよろしいですか。

鈴木委員 今までの経緯をお伺いし、当時の報道や客観的な状況、手続等を踏まえて考えますと、審議会としては、インターネットからの接続に関しては非常に危険であるという提言

をし、それなりきの対応をされた。そのあとは県が主体的に二次実験を行ったわけなんです。その方法に関しては、物理的にも手続上にもある程度の確性が欠けている部分があるというように私は認識しています。したがって、審議会の当初の提言とは、やった結果に対する評価は別として、当初の審議会の提言とは違った方向で県が主体的に実験に私は突き進んだというように受けとめておりますが、その辺に関する認識はいかがでしょうか。

不破証人 実際実験がどのように行われて、どのような事前の説明が実験をした市町村に対して行われたのか。また事務的な手続はどうであったのかというのは、実は私は詳しくは存じておりません。そのあとその点について報道などでいろいろと読ませていただいて、確かに疑念が出るところがたくさんあるのではないかなということを審議会の中でも申し上げて、そのことについて審議会の中で苦言を呈したこともございます。

ただ、だからといって実験そのものを否定されるものではないというふうに私は考えておりまして、今は実験結果をいかに正確に把握しながら、実際の安全性を高めていくのかというところをやっているわけでございます。ただ事務的な手続等で問題になったということは、私も認識をしております。

鈴木委員 私どもも、今、論議し取り上げて精査しているのは、事務的な手続上の部分の瑕疵というものを、あくまでも問題にしているわけでありまして。

次にお聞きしますが、侵入実験の指揮をとる責任者を吉田氏にすることは、どのような場でどなたの発案でどのような方法でお決めになられたのか。そしてお聞きしますが、知事からの指示があったのかどうか、その2点についてお伺いいたします。

不破証人 知事からの指示は特にございません。特に知事から指示をされることは一度もありませんでした。実際に吉田氏を指名させていただいたのは、8月19日の第9回の審議会の折に、これは知事とそれから事務局の方からも、知事ですね、そのときに発言をされたのは、侵入実験についても委員の協力を得たいという発言がございまして、それを受けて審議会の中でどなたかというところで、私の方から、そのことに関しては一番の適任者は吉田さんであるということで、その場で私が判断をして吉田さんに同意を求めて、吉田さんの名前を出させていただきました。

鈴木委員 先ほど私が冒頭、審議会の役割というものは、あくまでも行政から中間的な、公正・公平な、技術的な論議をする審議会であるのが求められている本来の審議会像である、委員会像であるということを申し上げました。であるならば、大変例えは悪いんですが、いわば相撲の中で行司が回しを締めて土俵に上がったような結果になったと思うんですね、審議会の委員の中から実験の責任者を決めるということは、その辺については、これ不破さん、どのようにお考えを受けとめていらっしゃいますか。

不破証人 実験の責任者では、私は、吉田さんはないというふうに受けとめておりました。その時点で、審議会の中で知事から言われたのは、協力を得たいというふうに言われたので、協力をするのであれば吉田さんが最適であるというふうに申し上げました。実験そのものは、12月にも、そのときはやはり県の事務局の方に確認を審議会の中でいたしましたけれども、これはあくまでも県が主体的になって進められた実験ですよということを申し上げて、県の事務局からもそうですというふうに聞いております。吉田さんはそれに協力をされたというふうに私は受けとめております。

鈴木委員 そういたしますと、吉田氏はあくまでも協力した立場であると。そうすると実験の当事者である、では次の尋問に入りますが、いわゆる第三者評価をどなたにするかと。実験の第三者評価については、知事からのサジェスションあるいは指示があったのかどうか。あるいは第三者評価についてはどなたにするかということについて、具体的な人選はどの場でお決めになったのでしょうか。

不破証人 実際に第三者評価というのは、伊藤さんがやられたことを指すものでしょうか。伊藤さんに第三者評価をお願いするというのを審議会で審議したことは一度もありませんし、事前にどなたかから相談を受けたということはございません。

鈴木委員 吉田氏は審議会の委員ということで、席を同じくしているいろいろな論議をされた。伊藤氏とは事前にお行き会いましたことはございますか。

不破証人 伊藤さんと私は、あと関口さんもそうなんですけれども、県のネットワークに関するメンターという役割を今拝命しております、その関係で2回、伊藤さんとは過去に会ったことがございます。

鈴木委員 吉田氏と伊藤氏の関係は、どのような関係であったかということは認識していらっしゃるでしょうか。具体的に申し上げますと、雇用関係と言っていいのか、あるいは仕事上の取引関係と申し上げていいのか、あるいは伊藤氏の関係する企業の、関係する契約社員とか、協力社員とか、いろいろな雇用形態があるんですが、何らかの商業上の取引の関係のあったお二人の関係だということは認識していらっしゃいましたか。

不破証人 あとで吉田さんの方から伊藤さんとの関係は聞きました。ですからあとで把握をしてございます。

鈴木委員 実験の提言、それから二次実験でもそうなんです、いろいろやっぱり不破証人は学究、学者という立場で、いわゆる人間関係とか、いわゆるプロセスとか、いうことは抜きにしても、学者という立場できちんとした結果が評価の出るものであるならば、それはそれで評価できるじゃないかという私はスタンスであるというふうに、私は受けとめています。ただ、今回問われているのは、いわゆる「国民共通番号制に反対する会」の委員であり、ま



たそのような方が第三者評価者になることについて、私は今現在冷静に考えてみた場合に、評価の公平性が担保されたのかどうなのかという部分が、若干私は疑問に感じています。その辺に対する受けとめ方はいかがでしょうか。

不破証人 私は、伊藤さんは、同じ審議会委員の清水さんとか櫻井さんと一緒に住基ネットに関する本を書かれている方であるということは認識しております。その一方で伊藤さんは総務省の住基ネットの安全性に関する委員も務めておられるということも承知しておつて、その意味で非常にユニークな立場の方なんだなというふうな認識がございました。なぜその方に第三者評価をお願いしたのかということについては、ちょっと私はわかりませんので、その理由についてはちょっとお答えできません。

鈴木委員 率直に、不破証人にはいろいろ尋問に対してお答えいただきました。いろいろな憶測とか、伝聞推定の部分は抜きにして、つまびらかに、明らかになっている報道、あるいは事実だけで尋問をさせていただきましたので、不破証人に対してはこれで結構です。あと補足する尋問がありましたら各委員からお願いしたいと思います。

次にでは藤澤証人、よろしいでしょうか。藤澤証人は確か年度途中で市町村課長の辞令を受け、市町村課長に就任されたと思うんですが。前任の市町村課長である西泉課長から住基ネットワークの侵入実験の問題性については、具体的にどのような引き継ぎがなされたのかどうか、その辺について記憶のある範囲できちんと証言いただきたいと思います。

藤澤証人 西泉さんとは、私が発令された翌週に引き継ぎを行っています。ただ住基ネットの実験の関係につきましては、ほとんどおっしゃらなかったです。それは担当職員に聞いてくださいという話でした。ただ一言おっしゃったのは、市町村課として、補正予算あるいは専決をすべきだということを主張したと。ただそれが却下されまして、市町村課の予算を流用して使うことになったと。そのようなお話はございました。

鈴木委員 私、ちょっと行政の組織、仕組みについて、なじんでおらないのでわからないんですが、前任の市町村課長から、当時、マスコミ報道がされたり県民も注視し、私ども議会でも関心を持っていた住基ネットの侵入実験に関する引き継ぎがなされなかったし、具体的な説明はなかったということではよろしいですか、もう一度お聞きします。

藤澤証人 今申し上げたとおりでございます。

鈴木委員 そういたしますと、何点かにわたって藤澤証人に、当然当時の市町村課長という立場の中で、引き継ぎの有無にかかわらずお尋ねしなければならない点がいくつかございます。ですからそれを引き継ぎがなかったにしても、ある程度の関係職員からの聞き取りとか、耳にされ記憶されている範囲で明快な証言を求めたいと思います。

あなたは確か市町村課長に異動する前は、まちづくり支援室長だったですね。第一次侵入

実験の業務委託契約について、日付上は、部の請負人選定委員会が9月22日に持ち回りで行われていることになっております。部の選定委員会の持ち回り審査への押印を求められたのは22日だったのでしょうか、それよりあとだったのか、記憶にございますか。

藤澤証人 私も部の選定委員の一人でしたので押印した記憶は明快にございます。ただいつだったか、その日にちの特定は、ちょっと今、思い出せないんですけども。

鈴木委員 22日という日は、確か月曜日だったような気がするんですが、日にちは、では22日より前でしたか、それともあとだったですか。あるいは22日の午前・午後、あるいは夕方だったのか、その辺どうでしょう、もう一度お聞きします。

藤澤証人 確かに選定委員会の文書が回ってきました。持ち回りでした。ただそれが何日だったかというのは、確信を持ってこの日でしたというのは、今、思い出せないんですけども。

鈴木委員 私も予断をもって尋問をすることは控えたいと思いますが。新聞報道によりますと、会計課は、実験担当職員から、実験の事業の合法性を確認する事前審査の依頼があったのは22日昼過ぎであり、実験の開始は翌日と説明を受けたと証言しているんですね。こういう報道があります。これから判断すると会計課の事前審査が終わり、選定委員会の開催の伺いが作成され、総務部長まで決裁をとって、部の選定委員会にかけていくためには、常識的に判断してかなりの時間がかかると思われませんが、22日という日は特定できませんか。もう一度その辺についてお尋ねいたします。

藤澤証人 この一次実験の決裁の関係なんですけれども、文書は4つございます。実施伺い、それから選定委員会の関係、それから見積もり徴取の伺い、それと最後が契約締結の伺いと、この4つございます。これは二次実験のときもそうなんですけれども、二次のときはこの4つを一緒に当日決裁しています。日付の問題がよく出るんですが、通常、実験の実施の伺いというのがございます。その中で吉田委員の承諾をもらうという部分、また補助者をだれにするかという部分がございますけれども。それを本来は、決裁になった時点で相手に通知をして、相手から文書が返ってくると。これで数日かかるのが普通です。見積もり徴取も、見積もりの徴取の伺いをとってそれを相手に送ります。相手からこの額でという見積書が出てくる、そういう時間もかかります。契約書についてもこちらから印を押して相手に送って、相手から出てくる期間があるんですけども。

二次実験のときで申し上げますと、そのやり方は、吉田委員の承諾についてはもう既に承諾があると。それから補助者についてももう指名があると。そういった口頭の了解があるということで選定委員会にかけまして。それで見積もりにつきましても、補助者の方からいくらかで実施しますという話があるというので、4つを一気にその日に処理しています。

ですから相手から出てくる文書という形は後日にどうしてもなっていると。こういった形になったのは、会計局の審査がございますので、その日付というのは会計局の審査の中には日付が入ります。ですからさかのぼりの格好はできないということで、こういった格好の処理になっていると。一次も、私は同じような処理の仕方をしたというふうに聞いておりますので、22日という記憶は私の中でははっきりしないんですけども、おそらく22日に一括の処理があったんだろうとそんなふうに考えております。

鈴木委員 いわゆるまず伺いの決裁者は、記憶の中でどなただったのでしょうか。知事でしょうか、総務部長でしょうか。

藤澤証人 住基ネットの実験の関係につきましては、決裁権を格上げするという事で部長決裁でやっておりました。

鈴木委員 住基ネット対応チームと市町村課の業務は、どのように役割分担がなされたと認識していच्छゃいますか。

藤澤証人 住基ネットの対応チームは、平成15年6月に設置されています。その内容は、審議会の一次報告書の内容の説明会をやると、それが主な任務というふうになっておりました。そのあと、侵入実験もチームの仕事というような位置づけになりまして、市町村課とすればそれ以外の住基ネット関連の事務を処理していると。すみ分けと言いますか、そんな形で進んでおりました。

鈴木委員 当時、この役割分担の中で、西泉課長に、いろいろな予算を所管している市町村課長、西泉課長から今の藤澤証人に対し、あるいは総務部長も含めて、市町村課長、総務部長へは、侵入実験のいわゆる進捗状況について報告はなされておりましたでしょうか。その報告を受けておられたのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

藤澤証人 実験の進捗状況、また結果につきましては、私ども、報告を受けておりません。総務部長は、私は存じませんが、おそらく総務部長も御存知なかったのではないかなというふうに私は思っております。

鈴木委員 ちょっと私は理解できない部分があるんですが、そういたしますと、西泉課長のときもおそらく同じかと、要するに引き継ぎができなかったということは、具体的な住基ネットの侵入実験に関する西泉課長からの引き継ぎはなかったという先ほど証言をなさいました。ということは、実験の進捗状況について、市町村課は本来業務を担う担当課でありながら、いわゆる情報が遮断されて、侵入実験については知らされていなかったということでよろしいでしょうか。

藤澤証人 おっしゃるとおり、情報が市町村課には来ておりませんでした。

鈴木委員 市町村課では情報が一切上がってこなかったということ、今、改めて確認させ

ていただきました。

次の尋問に入らせていただきます。第二次侵入実験や、いわゆる第三者評価の業務委託契約を締結するように、具体的にどなたから指示はありましたでしょうか。

藤澤証人 二次実験の実施については私の着任前なんですけれども、住基ネットのチームリーダーは松林さんですので、どちらも松林さんの指示ということで私は受けとめています。

鈴木委員 当時、松林さんは今の現経営戦略局長ということによろしいでしょうか。

藤澤証人 現経営戦略局長でございます。

鈴木委員 当時の松林氏は、当時の役職はどんな役職だったですか。

藤澤証人 私がいたとき、11月の下旬ですけれども、経営戦略局長だったと思います。その前は経営戦略局の参事をされていましたが、おそらく局長になっていらっしゃると思います。

鈴木委員 一連の書類の決裁は部長決裁で、具体的な指示は当時の経営戦略局長、あるいは当時の情報政策課長だったんですか、経営戦略局長だったんですか、どちらでしょうか、松林氏は。

藤澤証人 当時はもう経営戦略局の方に移っていましたので、経営戦略局長だったと思います。

鈴木委員 一連の厳しい、今お聞きしている範囲で理解しますと、情報管理が行われておりましたようです。本来事務の担当である市町村課へも侵入実験にかかわる詳しい情報は入っていない状況の中で、業務委託契約の手続を行うための実験や評価の実施内容についての情報は、受けていなかったということによろしいでしょうか。受けたとすれば、第一次侵入実験の際には、情報政策課から情報提供があったように私はお聞きしておりますが、その辺の状況についていかがですか。

藤澤証人 二次実験も当然手続はいりますので、その部分については市町村課の担当が、当時の経営戦略局の宮津さんの方から起案に必要な情報を得ていたと思います。第三者評価の方は、松林さんの方で伊藤さんとの接触をされていたので、松林さんから情報を得たり、また私どもも起案するという事で打ち合わせを松林さんとはして、手続をしております。

鈴木委員 もう一度確認しますが、住基ネット対応チームのリーダーは当時松林氏であったということによろしいですか。

藤澤証人 そのとおりでございます。

鈴木委員 松林氏からは、第二次侵入実験についての正式な実験実施日、実験の具体的な内容等について、事前に連絡あるいは通知はありましたでしょうか。

藤澤証人 私の着任前ですけれども、その数日前に松林さんの方から市町村課の職員に対し

て実験を行うという話があったというふうに聞いております。

鈴木委員 その通知は口頭でしょうか、文書でしょうか。

藤澤証人 私はこれを担当職員から聞いていまして、それは職員が呼ばれていって聞いたということですので、私は口頭で告げられたのではないかなというふうに推測はしております。

鈴木委員 もう一度確認しますが、契約の起案日は11月21日、決裁も21日になっています。実験開始日24日になっていますが、具体的な日時をもう一度確認させてください。口頭で市町村課の職員が呼ばれたとおっしゃいましたが、いつごろ松林経営戦略局長から口頭で通知があったのか。いつごろでしょうか。

藤澤証人 お話があったのが11月18日ごろだと思います。そのときにお話があって、実験の手続がそこから始まったというふうに聞いております。

鈴木委員 では次に、業務委託契約の事務手続を進める際に業務委託契約先、具体的に申し上げますと笠原氏、伊藤氏との連絡調整は、どこのどなたが行っておられましたでしょうか。

藤澤証人 補助者の方との連絡調整は、実際は宮津さんの方で行っていたと思います。第三者評価の方とは松林さん、あるいはほかの方がいらしたのかもかもしれませんが、松林さん中心にやっていたと思います。いずれにしろ市町村課の方で今のお二人と調整と言いますか、連絡をとるということはほとんどなかったと思います。

鈴木委員 補助者とは松林氏、業務委託の実験者とは、当時政策チームの宮津氏が折衝に当たったという説明でよろしいですか。

藤澤証人 補助者とは宮津さんが中心になっていたと思います。それで再三者評価は松林さんが中心だと、そう思います。

鈴木委員 役割分担が分かれておりますので、主管課の市町村課は何か間接的な事後報告、役割だけ担っているように私は今解釈して、受けとめておりますが。委託先の仕様書の内容や金額については、市町村課にどこから提示がありましたでしょうか。

藤澤証人 二次実験の際には、宮津さんの方から起案に必要な情報の提供があったというふうに聞いております。第三者評価の方は松林さんの方で接触していましたので、松林さんの情報というふうに思います。

鈴木委員 松林氏、宮津氏、いずれも住基ネット対応チームということで認識してよろしいですか。

藤澤証人 住基ネット対応チームだと思います。ただ、宮津さんがチームに入っていたかどうかというのは、私、ちょっと記憶にははっきりしておりません。当初チームには、市町村課長も情報政策課長も入っておりません。私が行ったときに市町村課長を入れるということで、松林さんの方からお話がありました。ですから正確に宮津さんがチームに入っていたか

どうかというのは、ちょっと定かではございません。

鈴木委員 第二次侵入実験の業務委託契約の起案が11月21日起案、21日当日付の決裁と、なっていますね。第一次侵入実験と同じ相手方との契約であります。県の内部的な手続に一定の時間が必要なことは同じことだと思っただけです。第一次侵入実験の業務委託契約と同じ1日ですべての契約に関する手続が事務手続として行われておりますが、実験に関する情報がおそらく、おそらくという部分は使ってはまずいことなんです。おそらく実験に関する情報が具体的に提示をされなかったために、契約手続が市町村課としてできなかったため、実験直前に手続をせざるを得なかったというふうに私は受けとめました。その理解でよろしいでしょうか。

藤澤証人 そのとおりでございます。情報が遅いということで、いわゆる事務処理の期間がほとんどないという中で、市町村課としても大変苦しんだと思います。ただ市町村課で一番懸念したのは、手続のない形で実験が行われないように、課の予算を使われるわけですから、それだけは何としても防ぎたいということで、職員の方で苦労したことがあったと思います。

鈴木委員 一連の実験に限らず、行政執行上の事務手続上の流れ、当然これは藤澤証人も十分理解されておりますし承知の上です。私自身も外部から議員の立場で勉強させていただいたんですが、非常に長い一連の煩雑な、ある意味では正確なきちんとした手続を経るようになっております。今回の侵入実験の手続にしましても、第二次侵入実験の伺い、そしてこれは吉田氏への実験補助者指名の依頼、これは通常は郵送となっております。吉田氏からの補助者の指名の回答。次に実験実施の業者選定の伺い。次に関係する部の請負人選定委員会の開催。それから見積書徴取の伺い。会計局での審査、そして業者への見積もり提出の依頼と。この場合も通常は郵送で行うようになっているようですが。次に業者から仕様書に基づき見積書の提出、通常は持参または郵送。そして契約の締結の伺い。契約書の提示及び契約締結の業者への通知、これは通常は郵送となっております。そして契約書の締結、実験市町村との協定書の締結と。この間に、私の聞き及んでいる範囲では、この間に知事印の押印が少なくとも3回必要となっております。こうした一連の手続をどうやって1日ですべてできるのか、藤澤証人なりに合理的な説明がもしできようでしたら、御説明をいただきたいと思っております。

藤澤証人 二次実験の手続、私、これは担当にも確認しましたが、ちょっと先ほど申し上げましたように、伺いが4つございます。今、鈴木委員さんお話のように相手からもらうものがいくつもあります。それについては、通常は文書で、こちらで決裁にならないと文書を出せませんので、それを受けて相手が文書で送り返してくるということで数日かかるわ

けですけれども。その部分については、吉田委員の承諾は事前に得てあると。それから補助者についても、もうこの方というふうに指名があると。それで見積金額についてもこの額でという話があるという中で、4つの起案を1日で処理をしたという形になっています。それでそれらについての文書というのは、後日、相手の方から郵送されてきているということで、契約書もその日にこちらから印を押して相手に送り返して、相手からは後日返ってくるということで、そういった処理が行われたというのが実態でございます。

鈴木委員 普通、一般的な商行為のときも、発注者、受注者、いわゆる一般的には甲乙双方の書面押印、額によっては印紙を張った上で契約書というものは法律的な行為が発生するわけなんです。今回の場合は、内々に承諾を得ているから県からの押印のみで郵送し、後ほど返送してもらったという説明であったように私は今理解しましたが、それでよろしいんでしょうか。

藤澤証人 おっしゃるとおりでございます。

鈴木委員 そういたしますと、当日、実験が行われた段階においては、いわゆる発注者、受注者等の双方の契約書が法的な担保されたものでなかったというふうに私は受けとめますが、その辺について藤澤証人どうでしょうか、当時の市町村課長として。

藤澤証人 おっしゃるとおり書面は実験開始には相手に到達したかどうか、もちろんこちらには返ってきてないと思います。それでこういった処理をしたのは、さかのぼりの処理はやらないと。それで契約行為は、口頭の意味確認でもできるという部分もあったので、無理をしたこういった通常でない処理になったと私は理解しております。

鈴木委員 一つの発注、事業のあとでも処理できるというものは緊急を要する場合、例えば災害があったとか、県民の生命・財産に危険を及ぼすような場合、行政として放置できないというような場合、契約行為をしないで発注するような場合も過去にあったように私はお聞きしています。今回の侵入実験は、実はきょう不破証人もお見えになっていますが、前々から委員会としての侵入実験の提言、あるいはそれを受けて知事発言を精査していきますと、8月ごろから実験をやるという意思表示を知事は公にされています。したがって、なぜ補正予算等を組まなかったのか、当時の西泉課長も補正予算をきちっと組んで、議会で審議し、内容をつまびらかにするべきだということを提言したようにお聞きしておりますが。その辺の部分については、当時の担当課長としてどのように受けとめていらっしゃいますか。

藤澤証人 事務処理としては、やはりこれは極めてイレギュラーだと思います。適切ではないというふうに私は反省をしております。本来こういったことはやはり補正予算を組んで、その中で実験の目的、それから手続、そういったことをきちんと議論した上で進めないと不信感を招くと思います。やはりこれだけの不信感を招いたということは、私は大いに反省す

べきだと思っております。

鈴木委員 不破証人に、では再度お聞きいたします。今の当時の担当の課長の証言をお聞きになりまして、まさしく私どもがこの場で、証人としておいでいただいて論議しているゆえんも、県民の尊い税金の公正・公平な執行という観点と、少なくともきちんとした規則に基づいた事業の執行でなければならないという大前提で、実は委員会で論議しているわけなんです。ですからあくまでも担当の主管課の予算、当時の課長が、少なくとも300万円近い金額のものが2度執行され、700万円近い金額が総額で使われたということにおいて、議会の場において補正予算として計上し、きちんと県民の前にも実験の合法性、それから正当性、それからまさしく不破委員長が提言されたように、関係する市町村や県民にも、要するに安心、不安感を増長させないような公開の場ですべきだったという観点から見ましても、この一連の手続は、いささか私は妥当性を欠くと思いますが、当時の委員長としてどのような所感を持っておられますか。

不破証人 今のお話も伺って、またその当時のいろいろな方にもお話を伺って、思っていることですが、実験そのものにつきましては、現に今もその結果に基づいて安全策というのが実施されておりますし、また総務省も長野県の実験が終わったあとで同様の実験を行うに際しては財政的な支援をするということも決められたりしております。実験そのものについて、大いに意味のあることだと思っておりますが、それだけにこういう実験はもっと堂々と、今、藤澤元課長さんがおっしゃられたとおり、きちんとした手続を経てやるべきであったと。実験そのものの結果が大変有効に利用され、総務省もその意味を踏まえて財政的支援をしているだけに、実験の手続そのものがいろいろな疑念を呼ぶことになったということは大変残念なことだというふうに思っております。

鈴木委員 委員長、ちょっと私の手持ちにある資料、不破証人に見ていただいて、御見解を述べていただきたいと思うんですが、証人に資料を見ていただいてよろしいでしょうか。

小林委員長 いかがですか、よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

それでは許可いたします。

(証人 資料閲覧)

鈴木委員 最初に私の手元にあるのは、先ほど実験者に対する発注するときの、いわば県からの住民基本台帳ネットワークシステムにかかわる市町村ネットワークの脆弱性調査、仕様書であります。不破証人は学究の場におられますが、コマースベースの商業的な生業ではありませんから、工数がどうか、スペックがどうか、いう部分とは違うから一概にお答えできないと思うんですが。この仕様書をもって見積書の徴取が一般的にできるかどうか、



その部分についてお聞きしたいと思います。あえてこの仕様書をごらんになっていただきたいと思います。

不破証人 申しわけありません、この仕様書だけでは、どこで何カ所実験を行うとか、そういうことは書かれていなくて、どのようなことに注意して、どのようなことをやりなさいということだけが書かれておりますので、これ以外に事前にと言いますか、いろいろと聞かないと実際の見積もりというのはなかなか出しづらいのではないかなというふうに思います。

鈴木委員 この仕様書は、具体的な、いわゆる目に見える範囲のボリュームとか、開発あるいは実験に関する機器のレンタル料とか、それから実験の補助者の人件費とか、かかる交通費とか、諸経費等も含めたものではないんですね。ですからこの単なる仕様書で、いわゆる業者が見積額を出し、その見積額を妥当として県が契約を結ぶということに関しては、いささか不適切な部分があったというふうに私は理解しております。

次の尋問に入らせていただきますが、藤澤証人、第二次侵入実験の業務委託契約書の見積書が、金額の提示のみで、いわゆる今のこの仕様書の、不破証人の陳述と同じですが、その裏返した意味で申し上げるんですが。実は内訳が添付されていないんですね。通常、300万円からの契約を行う場合には、内訳がないというのは考えられませんが、どうしてもだと思われませんか。

藤澤証人 やっぱり時間的な問題があったと思います。一つにやはり時間がない中で、詳細な積算まで求めるとなると時間もかかりますので難しかったのかなと、私は推測しております。

鈴木委員 時間は、実はあったんですよね。もう前々から、8月ころから実験をやるということ、メディアを通じて知事自身も発言しておられるし、皆さんかたずをのんで、いつどこでどんなことをやるのかということは、マスコミ関係の方々も承知しておられた。ですから時間がなかった、なかったから明確な積算根拠もなく、出された金額によって県が発注したという部分は、今の藤澤証人の一つの見解としては受けとめておきますが、実態にはそぐわないものだと私は思っています。

次に第三者評価をネオテニー、伊藤氏へ委託することは、具体的だれから指示がありましたでしょうか。

藤澤証人 第三者評価の関係は、松林さんからの指示だというふうに思っております。

鈴木委員 松林氏から指示があったということで間違いありませんね。

藤澤証人 市町村課の中で、第三者、どなたと契約すればいいとか、そういう人選とかの検討は行っておりませんので、当時のチームリーダーの松林さんの指示のもとで動いていたと思います。

鈴木委員 これでは締めくくりたいと思いますが、確認として、藤澤当時の市町村課長、あなたは、西泉氏から、急遽市町村課長に辞令をいただいたときに、積極的に私に任せてくださいという意気込んだ思いではなくて、何か固辞をされたようなことも一部お聞きしております。どんなような思いで市町村課長に当時なられたのかということをもまずお聞きしたいということと、総括して今までの中で、市町村課へのやはり情報がすべて遮断されて進められた侵入実験の進め方というものは、非常に異常であったということが明らかになりました。次に侵入実験の業務委託契約の事務手続の進め方が極めてこれ不自然であり、ある意味においては異常性がかいま見られるのかなというような気がいたします。さらに業務委託契約の県と相手先の窓口が情報政策課、あるいは住基ネット対応チームであったということも今確認させていただきました。

それらを含めて、この侵入実験というものは、当時の市町村課長として、関係する市町村から当時いろいろな問い合わせがあったと思うんですね。そのときにどんな問い合わせがあって、具体的に課長として県のやっている施策の理解を求めするために苦慮されたかどうか、具体的に説明して十分な理解を得ることができたかどうか、その辺の部分についてだけお答えをいただきたいと思います。

藤澤証人 市町村課長の内示は、前日の夕方にありました。それで私は当時まちづくり支援室長でしたので、合併というのは、私は地方課から6年間やってきた仕事でして、その仕上げとっておりました。ですから私は市町村課長をお断りしました。また西泉さんに対する同情もありましたので、そんな形で市町村課長にはなりたくない。それが私の本意です。しかし職員は、内示は断れません。私は内示を断るということは職員をやめることだというふうにこれまで上司から教えられていますので、それについては従わざるを得なかったとそういうことでございます。

それから、今、市町村からの問い合わせというお話がございましたけれども、12月16日に突然中間発表がございまして、市町村から問い合わせが来ました。地方課が長かったものですから、懇意にしている市町村長さんもおります。そういった方から叱責を受けました。叱責を受けても私は実験の中身のことに一つ説明できませんので、非常に情けない思いをいたしました。

私は地方課に6年、平成9年から6年間在籍してまして、市町村のためにやるという地方課の精神を、私は、自分は受け継いだ一人だと。そのことを最高の誇りにしておりました。それが結果的に市町村の不信を買ったということは、私にとっては非常に自責の念がございします。それは大変苛烈な思いです。その部分は今も消えませんが、やはり市町村の信頼にこたえるべき課であるべきであって、仕事というのは説明責任、またその透明性という

のは民主主義の活性化という中で当然の要請でございますので、やはりそういったものはしっかり踏まえた信頼される行政をやらないと、本当にもう市町村との関係も修復できないと。そんな深い反省の思いをいたしております。以上です。

鈴木委員 不破証人には本当に日程、スケジュールが煩雑な中、貴重なお時間を割いていただきまして、しかも海外出張から進んできょうは尋問にお答えいただきましたこと、御礼申し上げます。また藤澤証人には、久しぶりに本庁へ見えたと思いますが、率直な職員としての思いを尋問に対しお答えいただきましたこと、感謝申し上げます。私からの尋問は以上で終わりたいと思います。

小林委員長 それでは引き続きまして、特にございます方。簡潔にお願いいたします。

服部委員 どうも証人の皆さん、御苦勞様でございます。まず藤澤証人、私も総務委員会で一緒だったからよくわかりますけれども、2点ほど聞きたいんですが。そうしますと情報政策課から、松林課長から指示があって、市町村課としては予算を握っていますから、ですから手続だけはもう緊急だけれどもやったと。そしてまた各市町村の、実験の相手先ですね。そちらとも信頼性を非常に欠いたというようなお話もありましたけれども。ですから情報政策課からの言うとおりにやらざるを得なかったということによろしいですか。

藤澤証人 情報政策課の方が中心になっていたのは一次実験のころだと思います。そのころは松林さんが情報政策課長でもございましたから、その経過かなと思っています。それで私がいたころはもう完全に松林さん、あるいはそのお手伝いの宮津さんというところの指示ということで、市町村課の予算を使われる以上は市町村課で手続をしなければなりませんので、その部分を行ったということでございます。

服部委員 わかりました。それから、今、鈴木委員の方から尋問がございましたが、9月22日、私もよく覚えているんです。全部の手続をその日にせざるを得なかったと。22日から実験そのものを、阿智村だったですかね、最初は、行ってきちんと実験をその日から始めたということですか、実験はいつから始めたんでしょうか、実際の実験は。そこまでチェックしていなければいけないですよ、予算の執行ですから。

藤澤証人 実験は9月22日からということで、私も過去の事実ということで聞いておりました。22日の何時から始まったかとか、具体的なことは、当時、住基ネットの関係にタッチしておりませんでしたので、私とすればいつだったということは、事実としては申し上げられません。

服部委員 22日の検査もきちんと、22日に実験したという検査も残っていますよね。ですからそれで予算も執行したんだと思いますけれども。ですから契約しておいてその日に実験をするということは、本当はできないわけですよ。ですから鈴木委員もそういうことは、今

でも疑問に思いますし、先ほどは反省しているという話がありましたけど、もう一度お聞きしたいと思います、その点について。

藤澤証人 一次実験の経過というのは、私はこのとき住基ネットにはタッチしていませんので、詳細はわかっておりません。ただ二次実験は、私が来たときに起案が回ってまいりました。聞きますと、先ほど申し上げたような格好で1日の処理ということですので、やはりこれは行政としての本来の通常の手続とはかなり違うと。やはりこういうことは、手続がかなり大きな不信を招いたわけですから、これは行政に携わる者として、こういったことはやってはならないと深く反省をしております。

服部委員 不破証人にちょっとお聞きしたんですけれども、先ほどの鈴木委員の尋問の中で、知事から審議会も協力してくれと、こういうことで吉田委員、そのときの委員ですよ、委員にその実験の責任者、監督ですかね、をお願いしたという経過がございました。これはもう承知して、委員長としても、審議会としても吉田さんをお願いということをやったと。それからもう一つは、その中で笠原さんという人に吉田さんは実際の実験をお願いしていますよね、笠原さんほか、補助員として。そしてさらには、先ほどからのお話のように伊藤さんにその検証をしてもらっていると。

こう一連の、我々が見ますと、すべて審議会で実験は必要だというふうに先ほどもお話がありましたし、これは結果として確かに実験は成果があったというお話でございますけれども。しかし中身を見ますと、審議会の方で知事からの協力をお願いされて、審議会で実験をいろいろ計画して、それで吉田委員に監督をお願いし、また吉田委員のお仲間の皆さんに笠原さんを中心にして実験をしてもらって、また検証そのものも吉田委員あるいはまた不破委員長も知っておられる伊藤さんをお願いしていると。一連がみんなお仲間の皆さんきりやっています、この辺について私は公平性あるいはまた信憑性がどうなのかと、こういうことが本当に疑問に思うわけです。それについて、不破さんはどういうお感じをいたしますか。それだけお聞きします。

不破証人 今、委員の方から御質問があった中で、吉田委員が責任者となっているということではございません。議事録を読んでいただきますとわかりますけれども、8月の議事録のところで、私の発言で「先ほど知事からも協力要請がありましたので、この侵入実験について吉田委員を中心に協力体制をお願いしたいと思います」というふうに発言をしております。私が吉田委員に指名をしたのはこの一文でございます。

それから皆さんお仲間というふうにおっしゃられて、確かに伊藤さんとも2度、県のメインターの関係でお会いをしましたけれども、個人的につき合っているということでは決まてございません。大変有名な方であって、いろいろな著作物もあり、いろいろなところで活躍

されているということはよく知っておりますけれども、直接に話をした方ではございません。また協力者という方と私とは特別個人的なつながりというのは一切ございません。そういう意味で、仲間というのは、ネットワークの世界は非常に狭いですから、名前は知っておりますけれども、個人的なつき合いのある方というのは吉田さん、吉田さんもこの審議会を通じて知り合ったわけですけれども、吉田さんだけということになるかと思えます。そしてその吉田さんが協力者として、私の方で指名をさせていただきましたけれども、審議会として実験を計画したということではございません。

倉田委員 不破証人にお尋ねしますけれども、2003年12月24日の審議会の議事録を拝見させていただきますと、その中では不破証人は、私ども審議会としてはこの実験には関与していないと、こう明確におっしゃっているわけでございますけれども。今のお話でいうと、8月19日に知事に要請をされて、吉田委員を協力者として指名をしたと。そういうことになりますと、例えば協力者として指名した吉田委員からは、その後、例えば侵入実験についてこういうスタイルでやりますよとか、そういう話は、どうも議事録を見るとこの12月24日に不破証人は、吉田さんに何回もその内容を聞いているわけで、その経過の中では全然そういうお話はなかったんですか。

不破証人 私は確かに8月の段階で吉田委員に協力を、県が協力を求めているので吉田さんを中心にお願いますというふうに言いました。ただ実験そのものを計画したりしたのは県でございます、それに吉田さんは協力をしていったということでございます。12月24日のときに吉田さんに私はいろいろと聞いております。その前の日に吉田さんと話をメールでいたしまして、こういうことをぜひ聞きたいのでそういう資料を用意しておいてくれということは申しあげましたけれども、途中経過を聞いたということではございません。

倉田委員 それからもう1点、8月19日の審議会で、4つの問題提起というか、素案と言いますか、最後はいわゆる共同センターを県で独自につくるべきだということまで御提言をされ、確か当時の委員長さんをされたわけですけれども、12月24日の議事録を見ると、その侵入実験によって、せっかく提言したことが5月の段階でとまってしまったということ、審議会としていわゆる提言をして、県の協力を得て市町村と一緒にやっというところが、途中である意味ではこの侵入実験という県の調査によってねじ曲げられてしまったと、こういうふうに理解してよろしいですか。

不破証人 私は8月の審議会で確かに4つの安全策を提言いたしました。私どもの審議会は、本人確認情報をどう守るのかということをやっとやっまいりました。危ないときは危ないと申しますし、危ないことを回避するやり方がわかればそのことを提言して、その実施を県に迫っていくという立場でございます。その意味で8月に、5月の段階で危ないところがわ

かったと。8月の段階でそれをどうすれば回避できるのかという安全策を1次から4次まで出させていただいて、既に1次についてはもうほぼ終わっていると。2次、3次、4次についての提言をさせていただいたところでございます。

12月の審議会で私は確かに県に対してはそういう苦言を呈しております。そのときは、その事務手続の問題ですとか、そのあと議会でもいろいろな方の御発言、松林さんをはじめいろいろな方の発言がありまして、随分事実と違う点もあるなというふうに、少し不信に思う部分もございまして、そのことを素直に述べさせていただいたところでございます。

倉田委員 もう1点、総務省と、これは審議会の委員と言ったらいいんですか、総務省とディスカッションをやったのが8月5日だったと思います。このときに不破証人は海外へ出張されていて、その晩の会議には間に合ったけれども、確か傍聴席でお聞きをされたというふうに伺っておりますけれども。これは、この県が総務省とやったバトルについて言うと、これは審議会としては、どういう受けとめ方をされていたのか。ある意味では審議会議長が海外へ行っているけれども、これやらせてもらうというふうに県から話があったのか。そしてまたなぜ不破証人は傍聴席で対応されたのか、この辺の経過だけ教えてください。

不破証人 総務省の委員と我々委員との討論会ということだと思いますけれども、そのことにつきましては、私の記憶では知事と当時の総務大臣との話し合いの中で、では討論会をやるということ、総務大臣の方から御提言があり実現したというふうに記憶をしております。その日程と場所につきましては、総務省の方が主体になって動かれて、何人参加すると。我々の方からは全員参加したいということも申し上げたんですけども、人数を絞らせてくれということと、開催は東京でなければだめだということと、いつでなければだめということもかなり細かく指示がございまして、それに従わざるを得なかったということでございます。県の方からは、私はそのときはイタリアに出張しております、イタリアから出張で帰ってきた数時間後から開催ということで、私に了解のメールは受け取っております。この日になったんだけれども申しわけないということは受け取っておりまして、私の方も別に私でなくてもほかの委員でしっかり対応していただけるので、よろしく願いしますというふうに申し上げた経過がございます。

倉田委員 それでは最後の尋問ですけれども。その8月5日の夜も、審議委員の皆さんと知事が、後援会費で御苦労さん会をやったという事実があるわけですし、そのほかにも限られた審議委員の方々と長野市内等で後援会費で飲食をともにしたというような経過があるんですけれども。不破証人は一切感知していないということでもよろしいですね。

不破証人 たまたまだと思いますけれども、私はそこには参加しておりません。ただ、知事は参加しないときに、いろいろと委員同士で御苦労さん会と言いますか、意見交換、長野だ

ったらそばを食べましょうとか、東京だったらこういうおいしいものを食べましょうと。それについては、委員がきょうは僕が持つよとか、そういう気楽な会はたくさんやっております。

清水委員 どうも御苦労様でございます。藤澤証人にお聞きいたします。先ほどの証言の中で、二次侵入実験の中で、鈴木委員の方からさまざまなこのいわゆる事務事業があって、手続があって、実験を行ったと。日程的に無理があったその中で、もともと実験者と金額については事前に話があったというような話をお聞きしたと思うんですが。この点についてお聞きしたいんですが、今の話で間違いはないでしょうか。

藤澤証人 手続の中で見積額がいくらかというのは、相手の方からそういう話に来ていたんだと思います。ですからその額をもって契約書の締結の処理まで進めたというふうに私は聞いております。具体的にそれがいくらだったかというのは、契約の額なんだろうというふうに理解しております。

清水委員 ではお聞きいたしますけれども、それはどなたからお聞きになったか、記憶はございますか。

藤澤証人 当時、市町村課で住基ネットの起案の方を担当しておりました塩原という職員がおります。その彼からそういったことで1日で決裁処理というのはやりましたということで、私は確認をしております。

清水委員 ではその塩原さんという方は、どなたから実験者と金額を事前にお聞きしていたか聞いておりますか。

藤澤証人 二次実験の関係は、宮津さんが塩原さんとの間で必要な情報を渡してくれていたというふうに聞いていますので、具体的にどの情報までというのは特定できませんけれども、宮津さんの方からそういった部分の話も担当の方には来ていたと思います。担当が直接相手に確認するということはまずないと思います。

清水委員 ということは、事前に宮津さんは実験者の名前と金額を承知していたと。そして一連の事務事業が始まっていったと、こういうことでよろしいのでしょうか。

藤澤証人 この部分は私が聞いた中での推測という部分も出てまいりますので、正確さを欠くかもしれません。しかし二次実験の具体的な段取りというのは、経営戦略局、松林さんあるいは宮津さんのところでやっていたはずですので、事務的な細かい話というのは、うちの担当は宮津さんの方によく行っていたというふうに聞いていますので、やはりそこからの情報がないと、市町村課とすれば積算のしようもありませんので、そういうことだったんだろうというふうに私は理解しております。

小林委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上で不破泰証人、藤澤幸男証人に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては、お忙しい中、お越しいただきまして、また御協力いただきましたことを心から御礼申し上げます。ありがとうございました。御退席されて結構でございます。

[各証人 退席]

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

休憩時刻 午前11時50分

再開時刻 午後1時02分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に岡部英則さん、宮津雅則さんから証言を求めます。

お諮りいたします。証人岡部英則さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にいたしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、証人宮津雅則さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、撮影については後方のみとしていただきたいとの申し出がありましたので、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくようお願いいたします。

これより、各証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

証人各位におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、再度、本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、調査ために御協力いただくようお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関



するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

まず岡部英則証人、宣誓書の朗読を願います。

[ 岡部証人、宣誓書を朗読 ]

次に宮津雅則証人、宣誓書の朗読を願います。

[ 宮津証人、宣誓書を朗読 ]

ありがとうございました。御着席を願います。

お諮りします。本日、証人として岡部英則さん、宮津雅則さんの出頭を求めておりますが、お二人を同席の上で証言を求めることとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままですが、お答えの際は起立して発言を願います。

これより岡部英則証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き鈴木委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問をお願いす

ることになります。

それでは、まず岡部英則証人にお尋ねをいたします。あなたは岡部英則さんですか。

岡部証人 はい、そうです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

岡部証人 障害者福祉センター所長です。

小林委員長 次に宮津雅則証人にお尋ねをいたします。あなたは宮津雅則さんですか。

宮津証人 そのとおりです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

宮津証人 現在、長野県企画局政策評価課課長を務めております。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、鈴木委員から尋問させていただきます。

鈴木委員 まず岡部証人に順次まずお尋ねをしていきたいと思えます。あなたは確か住基ネット対応チームのリーダーを務めておられたということですが、どなたから、だれからいつリーダーを任命されたのですか。

岡部証人 平成15年6月10日、長野県知事田中康夫から任命を受けました。

鈴木委員 その場合、任命を受けられたときに、いわゆる辞令の交付のようなことは行われたのですか、それとも知事から単に口頭で任命を受けられたのかどうなのか、その辺の事実関係についてお尋ねいたします。

岡部証人 手元に人事通知書があります。長野県吏員岡部英則、かねて総務部市町村課住基ネットワークシステム対応チームリーダーを命じるということになっております。6月10日付です。

鈴木委員 したがって、住基ネット対応チームの設置は、いつどのような経緯で設置が決まったのか、その辺の事実関係についてお尋ねいたします。

岡部証人 住基ネットに関しましては、審議会の方で第一次答申がなされたあと、委員と、そのときの西泉課長さんの間でトラブルというか、若干の意見の食い違いが出てきたということで、その審議会の運営が非常に難しくなってきたという状況がありました。その中で知事の方から、どういう形で対応していけばいいのかということが意見として求められまして、私の方から一応そのチームをつくって対応してはどうかというようなことを意見として申し上げまして、その意見が受け入れられて、6月10日に設置ということになったというふうに記憶しております。

鈴木委員 当時の確か市町村課長西泉氏と知事との間に若干の意見の食い違いがあったと。したがってあったために、特命の対応チームを立ち上げたという、今の説明でよろしいんでしょうか。と同時に、その食い違い、当時の西泉課長と知事に若干の意見の食い違いがあっ

たという今証言をなさいました。それはどのような食い違いがあったのでしょうか。

岡部証人 知事との意見の食い違いということではなくて、審議会が第一次答申で出したものが、その住基ネットがインターネットに接続してあるということは非常に危険だということで、もしその危険が高ければその住基ネットに参加しないという、住基ネットから離脱するというのも一つの選択肢であるというようなことを多分提言されたんだと思います。その内容について、西泉課長さん、それはあくまでも市町村の事務だと、県が関与すべきことではないということで、多分審議会の席で西泉さんの意見を述べられて、多分委員の方と大分対立をされたという。その委員会での発言と、それと町村会に説明に行ったとき、そこでも同じような形で委員の説明と西泉課長さんの、その市町村の自治事務であるというその意見が食い違ってしまって、そのあと第一次報告の説明会を実施していくというような方針でいたんですけども、それが市町村課の方ではうまく回っていかないというようなことがありまして、どうするのかということの意見を求められたということです。知事とその意見の食い違いがあったということではないということです。

鈴木委員 とりあえず審議会の、要するにインターネットからの接続によって云々という部分、この部分に対する対応があくまでも市町村の自治事務であるという認識のもと西泉当時課長と、審議会のその意見との食い違いがあったということで解釈してよろしいですか。

岡部証人 そのように解釈していただければ結構です。

鈴木委員 ではこの住基ネットの対応チームのメンバーの人は、どなたが最終的に行われたというふうに判断されておりますか。

岡部証人 市町村課の方は、私の方で選定をいたしました。情報政策課の方は、松林情報政策課長さんをお願いをしたというふうに思っております。

鈴木委員 そうすると、2つの市町村課、情報政策課からそれぞれいわゆる抜擢したというか、独自に人選をしてチームをつくったということなんですが。岡部チームリーダーの方から、市町村課長、情報政策課長には了解をあなたの方からとられたと。あるいはその立ち上げに当たっての説明をし、了解をとったという手続はきちんとなされたのでしょうか。

岡部証人 私の方から西泉さんの方へ話をしたという記憶はないので、多分部長の方から話をされたのではないかなと思います。

鈴木委員 そうしますと、部長と申しますと総務部長ということでよろしいのでしょうか。

岡部証人 宮尾部長の方から市町村課長に話をしたのだというふうに思っていますが。

鈴木委員 人選は岡部さんがされ、それぞれの情報政策課、市町村課の課長に了承をとりつけるのは、当時の総務部長から説明をし、了承をとりつけたということで間違いはないですか、どうでしょうか。

岡部証人 すみません、その点はちょっと、確実に西泉さんにだれがいつどの時点で言ったのかということは、ちょっと記憶にありません。

鈴木委員 住基ネット対応チームは、県の組織上、もう一度確認しますが、いわゆる所管課、設置する課、どこの課にいつごろ設置をされたということをお聞きしたいんですが。対応チームというのはあくまでも、課を離れた独自のチームということなののでしょうか。その辺の解釈、取り扱いについて、つまびらかに証言をお願いしたいと思います。

岡部証人 これはあくまでも市町村課の住民基本台帳ネットワークの部分の第一次報告の説明を行うためのチームというような形で、目的を限定して市町村課に設置すると。その市町村課の方で西泉課長さんが、審議会の方と若干意見が食い違ってしまっているものですから、市町村課に付置されていた私のところ、まちづくり支援室が兼務をするというような理論で設置したというふうに記憶しておりますけれども。

鈴木委員 それは市町村課に、どなたの命令、指示、判断によって設置されたというふうに理解したらよろしいのでしょうか。

岡部証人 これは知事の判断で設置されたというふうにお考えいただいてもいいと思うんですけれども。

鈴木委員 当時いろいろな論議を呼んで関心を持たれていた問題です。したがって、重要な業務を行う以上、きちんとした、いわゆる決裁をとって設置をしたということでもよろしいのかどうなのか。当然、設置の手続をどこのだれが具体的にされたのか、その2点について証言をお願いしたいと思います。

岡部証人 設置については、私のところへ人事通知書ということで、知事の名前の人事通知書が来ておりますので、きちんとした組織として、市町村課に付置されたということだと思います。それでその事務については、当時の課長補佐の方で文書は回したと、決裁は回したというふうに記憶しておりますけれども。

鈴木委員 対応チームの性格、俗な言い方をすると出自、生い立ちについて、平成16年11月19日の決算特別委員会の、当時の小林経営戦略局長の答弁がありますので、その部分をちょっと披瀝させていただきます。知事が8月15日、4項目にわたり、住基ネットの安全性や長野県の方策を記者会見で発表したと。それを受けてハード部門は企画局情報政策課、住基ネット部門は市町村課、庁内の連絡調整は経営戦略局の政策促進チームが担当するという住基ネット対応チームをつくったと。最初は岡部英則チームリーダーが担当し、途中から松林憲治氏がチームリーダーを引き継いでいるという答弁がなされています。ですから今の説明の中で、市町村課に設置された。それで、市町村課長がなぜ決裁等の当事者として出てこられないのか、なぜ部長が決裁されたのか。その辺が非常に不明朗なんですが、チームリー

ダーとしてどのようにお受けとめになっておられますか。

岡部証人 非常に申しわけないんですけども、住基ネット対応チームがどういう形でつくられたのかということは、私の方では若干承知していないんです。リーダーに私になるということは、知事の方からあなたがやりなさいよということでは聞いています。それで、住基ネット対応チームをどういうふうにつくるのかという、その内容をどうするかということは、市町村課の方ですべてやって、特に課長補佐が中心になって住基ネットの意義ですとか、組織をどうするかというようなことは、情報政策課の方と調整をとってつくったというふうに記憶しているんですけども。

鈴木委員 いや、基本的な枠組みのこのスタートに当たって、もう一度確認いたしますけれども。先ほど市町村課の課長補佐が設置の事務伺い等と、決裁をとったということなんですが。市町村課で決裁をとり設置したということになるならば、あなたは対応チームのリーダーである以上、ちょうど設置手続が、ではされたということは確認されましたでしょうか。

岡部証人 決裁がですか。決裁がされたということで、私の方にその住基ネットチームリーダーを命じるというふうになったんだというふうに考えていますけれども。

鈴木委員 どちらが、鶏か卵が先という論議になりますが。そういたしますと、確認していることですが、住基ネット対応チームのメンバーが、経営戦略局、総務部、企画局にまたがっております。知事の特命で設置された極めて重要な問題を扱うチームである以上、3つの部局の責任者、経営戦略局長、総務部長、企画局長及び知事の決裁をとって設置をしたという理解でよろしいでしょうか。

岡部証人 はい、私はそのように考えていますけれども。

鈴木委員 住基ネット対応チームの設置伺いの写しか、そういうものをごらんになったことはございますか。

岡部証人 多分私の方で印鑑を押して回したような覚えがあるんですけども。

鈴木委員 あくまでも文書による決裁はなされたという事実でよろしいでしょうか。

岡部証人 これは決裁してあると思います。

鈴木委員 では立ち上がったそれぞれのメンバーへの連絡はどのような手段、方法、だれがどのような方法で連絡をとられたのでしょうか。

岡部証人 連絡は、市町村課と情報政策課の課長補佐がチームの中に入っておりましたので、その方に連絡をとって課員に連絡をします。それと2回か3回ぐらい集まって、今後どうするのかという最初の方針みたいなものは検討したということです。それであとは、各課ごとに動いていましたので、向こうは、情報政策課は松林さんの方で事実上動かしていただくと。あと市町村課の方は課長補佐を中心として動くということで、私のところにはあくまでもそ

の全体的な調整だけということで、私の方では動いていました。個々の事務について、私が全部承知していたということではないです。

鈴木委員 対応チームのメンバーは総勢何人で発足したんでしょうか。

岡部証人 ちょっとそのメンバーは今覚えてはいないんですけども。7人ぐらいだったかなと思っているんですけども。

鈴木委員 次に、ではお伺いしますが、住基ネットの業務を所管すると考えられる市町村課と住基ネット対応チームの役割分担は、具体的にはどのようになっていたのか、お願いします。

岡部証人 役割分担は、審議会の第一次報告にかかる事務ということで、それが住基ネット対応チームの事務というふうになっていたと思います。

鈴木委員 当時の市町村課長及び総務部長へは、対応チームとしての業務の進捗状況は、その都度具体的な説明あるいは報告をなさっておりましたでしょうか。

岡部証人 総務部長等には報告はしておりません。

鈴木委員 そうすると非常に不合理な、今、証言だと思うんですね。市町村課あるいは総務部長に住基ネット対応チームの設置の決裁手続をさせるという、責任を負うべきことをさせながら、いわゆる情報を遮断し、業務からはずすようなことをしたというのは、チームリーダーであるあなたの判断、指示なのですか。それともほかの何か、どなたかの指示があったのかどうなのか。なぜ設置の決裁手続をし、市町村課に設置しておきながら業務の進捗状況の報告はなさらなかったのか、その辺について具体的に御説明いただきたいと思います。

岡部証人 私の方で管轄していたものは、第一次報告の町村に対する説明が中心でした。その説明のときは、最初的时候は多分田山局長さんにも出ていただきまして、それとあと宮尾総務部長にも出ていただくということで、地方事務所単位での説明会をやったんですけども、その日程等は、私の方では宮尾総務部長の方へは一応書類としては上げておりました。それ以外の詳しい説明をどうするかとか、内容をどうしていくかというようなことは、直接知事の方に報告をしていたということでもあります。

鈴木委員 あくまで行政事務が組織、機関で動く以上、私は当然市町村課長、総務部長にもきちんと進捗状況を報告もしくは説明をするのが当たり前だと思うんです。うがった尋問になりますが、あるいは知事から情報を提供しないようなニュアンスの指示がおりになったのですか、その辺はいかがでしょうか。

岡部証人 現実の問題で、報告をしないというのが、最初のころは審議会の委員さんたちと地方事務所の会議室を使って、ほとんどが第一次報告の説明会ということでありまして。知事と直接その、いちいち知事の方へ報告をしてどうするかというような内容的なものはなか

ったというふうに思っております。ですから一応、私の方に任されたのはそういう説明会、8月の中旬まではそういう説明会を実施していくということと、8月の初めに国の方との討論会を実施するというこの2つの時点では、宮尾さんの方にも、総務部長の方にもそういう決まった日程は入れましたし、あと総務省とのその討論会をどうするかということは、宮尾総務部長も一緒に総務省の方へ行っていただきまして話をし、私の方から知事に報告するということでしたので。その時点では、ほとんどの内容的なもの、形式的なものが多かったですので、宮尾さんに報告しないというようなものはなかったと思います。その後は若干、侵入実験になってきますと、非常に宮尾さんへは報告しないことが多くなってきていましたけれども。

鈴木委員 市町村課に付置されたまちづくり支援室ということで、所管が市町村課ということなんですが。当時の市町村課長にはなぜいろいろなその進捗状況等は、具体的な案件について、説明あるいは報告をなさらなかったんでしょうか。

岡部証人 今申し上げたように、市町村課長の方には、私が報告するというのではなくて、市町村課の課長補佐も出ていますので、その課長補佐の方に情報が流れていたと思います。そのとき流れていたものというのはほとんどがその会議をやるという、どこでいつ会議をやるかということだけですので、情報的には、規制というか、全く情報を統制していたということはその時点ではありませんでした。

鈴木委員 同じく関連して市町村課長の対応の問題について、審議会委員と知事との打ち合わせの際に、市町村課長は同席されておりましたでしょうか。

岡部証人 打ち合わせの席には、市町村課長は、私がいるところでは出ていません。

鈴木委員 なぜ出席をされなかったのでしょうか。

岡部証人 これも先ほど申し上げましたように、市町村課長西泉さんと委員との間に意見が相当離れてしまっているということで、話してもお互い理解できないような状況というのが生まれてこの対応チームができたということですので、委員さんたちと西泉さんが直接話をするということはなかったと思います。

鈴木委員 では次に住基ネットへの侵入実験を行うことは、いつごろなたがお決めになられたというふうに認識していらっしゃいますか。

岡部証人 8月15日に県の住基ネットに対する基本的な方針というものを出示して、その時点で一応その侵入実験というのものもあるのかなという表現は多分したと思いますけれども。実際問題として、その時点で侵入実験までいくのかなということは、私の方ではいくというふうには考えておりませんでした。8月の初めのとき、国の委員と話をしたときに、最後に委員の方から、では共同でその実験をしてみようかというような申し出があって、それを国

の市町村課長がそのあと強く否定するんですけれども。何となくそんな感じで共同でやるのかなというようなことは、私自身も思っていましたけれども。実際に侵入実験をやるということでは、8月15日までは意識的にありませんでした。

ただ、8月15日が終わって、基本方針を発表して、若干たった時点で、松林さんの方から侵入実験をやる。これは知事の方から指示をされたということで、住基ネットとインターネットが接続してある町村、そこへ至急協力の依頼をしてきてくれ。これは市町村課の方が市町村とのつながりが強いということで、宮尾部長と私と、あと都合がつけば松林さんという3人で行きたいので、その日程を調整してくれということで、住基ネットとインターネットが接続してある町村の名前をこちらの方に指示をされたというのが実態です。

鈴木委員 確認させていただきますが、知事の方から指示をされたというふうに、不破当時の審議会の委員長がそのように岡部チームリーダーにお話をされたということで理解してよろしいですか。

岡部証人 私が知事から直接その侵入実験をやるというようなことを指示された覚えはないです。ただ、松林さんの方から侵入実験をやるということで、その町村に至急依頼をとってくれということで、ああこれは侵入実験をやるんだなというふうに考えたということです。

鈴木委員 ではもう一度確認しますが、審議会の不破委員長が、知事の方から侵入実験をやりたいということを不破委員長がそれを受けて、不破委員長からあなたがそのような相談を受けたという、今、間接的な経路ということで私は受けとめていたんですが、そうではないんですね。もう一度事実関係だけ確認します。

岡部証人 すみませんでした。不破委員長から私のところへ、侵入実験をやるんだというようなことで直接話を聞いた覚えはありません。

鈴木委員 確認しますが、侵入実験を行うというのは、これ審議会の提言の前ですか、あとですか、時期的な設定の確認なんですが。

岡部証人 侵入実験というのは、あくまでもその最終的なインターネットと接続してあるところが非常に危ないと。ですので実証する手段として浮かび上がってきたものであって、審議会の報告の中に侵入実験をやるというようなことは多分書いてないと思います。ですから審議会が侵入実験をやるかどうかという決定をしたということはないと思いますが。

鈴木委員 第一次侵入実験が行われたのは、確か9月22日だというように報道されたりしているんですが。もし9月22日とすれば、何時ごろから実験が行われたんでしょうか。

岡部証人 すみません、侵入実験、具体的に何時から始めたのか、どういう陣容でやったのかということは、一切承知しておりません。

鈴木委員 では9月22日、侵入実験にそれぞれの当該市町村へ行かれたと思うんですが。県



の職員でだれが立ち会われたんですか。

岡部証人 すみません、侵入実験については松林課長さんの方に全部任せてあったということです。私は一切承知をしておりません。ただそういう、どういう形でやるのかとか、法律的にどういう問題が生じるのかというところは、清水委員さんたちとも話はしましたけれども、いつ何時から、ではだれを呼んでやるのかということは一切承知しておりません。

鈴木委員 この対応チームのリーダーとして、具体的にどこの市町村で、いつどのようなメンバーが立ち会い、どのような方々が実験をなさるといふ、そういう状況をつまびらかに、あなたは当時把握しておらなかったという解釈でよろしいんですか。

岡部証人 これは私が承知するという事になれば、市町村課も当然承知するという事になりますので、情報はそのとき二分してありました。私はあくまでも表面的なものというか、対報道関係ですとか、そういったものに対して対応していくということで、実際の実験をいつどこでやるのかということはわからないような形で、組織の中でもごく少数の者しか承知をしないというような形で行うということ。特に市町村課の方に知られない状況で行っていくということでしたので。私の方には22日から始めるということは連絡は来ておりましたけれども、詳細については何の連絡ももらっておりません。

鈴木委員 侵入実験をするに当たりまして、当該市町村との協定書を結んでおられるんですね。それで対応チームとすれば、実験の方法、内容はともかくとして、審議会の方針を市町村に対して理解を、要するに住基ネットの問題を市町村に理解を求めるとかという部分に関して、実は下諏訪町長さんのコメントが報道されているんです。市町村と協定を結んでいるんですね。実験によって問題が生じた場合は、全責任を県がとるといふ協定書を9月上旬に結んでいるという、その下諏訪町長が発言しているんです。当然その協定等を結ぶ、当該市町村と結ぶという窓口の折衝は対応チームがなされたのではないですか。今、二分されているとおっしゃいましたが、実験するスタッフと、そういう対外的な報道や市町村との折衝のチームと2つに役割分担がされていたのではないのでしょうか、その辺はいかがですか。

岡部証人 私の方では協力、その侵入実験に協力してほしいということをお願いしたのは、あくまでも住基ネットに接続してある市町村です。阿智村と下諏訪町については、住基ネットに接続してありませんので、私の方では一切交渉はしておりません。

鈴木委員 そういたしますと、その侵入実験について、岡部証人は単なる、今2つの町村、残っているのは波田町ということになると思うんですが。その部分の説明をただで、具体的な侵入実験に対する予算措置とか、あるいは対応の仕方、侵入実験の本質的なねらい等について、知事とのやりとりというものは、もっと深く突っ込んだものが私はあるやに理解しておりますが、その辺はないんでしょうか、いかがですか。

岡部証人 侵入実験については、すべて松林さんの方で統括をしているということで、私の方は先に申しあげましたように、住基ネットに接続してある2町村、それについては最初に依頼を宮尾部長と一緒に行ってしました。ところがその2町村が自分のところでサーバーを持っていないということで、一般の、例えば株式会社電算でホームページをつくっているというような、そういうサーバーを自分のところで持ってないということで、そこへ侵入してしまうと法律に触れてしまうということで、最初にお願ひした2町村、これは事実上断念せざるを得なくなったということで。そのあと慌てて実験に必要なところを探しまして、それに2つしか独自にサーバーを持っているところはないということで、それで1カ所は既に切断をしてしまったということで、残った1件に対してきょう切断するというところをとめて協力をいただいたと、その作業をしました。その中で協定書を結んでいく、きちっと最終的には合意書を取り交わすという話をしまして、あとの実務については、松林さんの方にお願ひをしたというのが実態です。

鈴木委員 では率直にお尋ねいたしますが、あなたに関する知事とのやりとりの中で、これは地元紙のデータベースから検索したんですが。いわゆる獄中記を書く覚悟でと、2003年9月初旬に田中知事が住民基本台帳ネットワーク、住基ネットの侵入実験の責任者だった県幹部にこう指示したと。知事はこのとき県の財務規則が定めた予算流用手続を踏まず、実験委託業者は請負人選定委員会に諮らず選定するつもりだったと。情報を漏れるのを警戒したからだと云々と。それでそのとき知事の獄中記なら売れますが私のは売れませんよと、そんな言い回しでこの幹部は少し抵抗したが、財務規則を無視しているというのなら責めは負えばよいと知事、幹部は完全シークレット方針に従ったと。このやりとりはどなたでしょう。

岡部証人 それは間違いなくそういうやりとりがありました。

鈴木委員 それは岡部証人ということで理解してよろしいですか。

岡部証人 私ということで理解していただいて結構です。

鈴木委員 そういたしますと、知事から、もう一度確認しますが、知事からは、侵入実験を財務規則を無視しても行うような指示があったというように受けとめてよろしいでしょうか。

岡部証人 これは8月末に、清水委員さんを交えて最終的にどういう形で侵入実験を行うのかというような話もしました。その中でも、侵入実験というものは非常に危険なんだということで、シークレットで行うというような話が何度か出されていると思います。私の方に知事から直接指示があったのは、8月26日、軽井沢のプレストンコートで昼食をとったときに、知事の方から、財務規則、組織規則を無視して完全にシークレットで行うという話がありました。私の方は、それは難しいのではないかと。シークレットということは今はいろいろ報

道の関係もありますので、また市町村の関係もあり無理だろうということで申し上げました。

その下諏訪町と阿智村は、一応インターネットに接続してないということですので、愉快犯があって、そこへ同乗したとしても、インターネットから接続して混乱するという事はないということですので、この2つは、あくまでも内部的に問題があるのかどうかということを検証するということですので。この2つを検証するということで起案文書をつくり、その予算をきちっと決裁をすると。その中に波田町をもぐり込ませてしまう。これについてはあとで議会の方へ御報告したとしても、その波田町の日を言えば、当然インターネットに接続してありますので、愉快犯と一緒に侵入してしまう危険があるということで、波田町だけは議会等の方へ説明してもシークレットでいくということは十分その説明ができるのではないかとということで、2町村に対する決裁ということをお願いしました。その際、松林さんの方からは、いや私は完全にシークレットでできますよという話がありまして、では松林さんの方でお願いしますということで、最終的な責めというか、表には私が出るということになるかと思いましたが、事務的なもの、シークレットで行うということは松林さんの方へお願いをしたというのが実態です。

鈴木委員 シークレットで実験をやるということと、財務規則上の手順、手続を無視するというのは、全くこれ価値判断が違うと思います。もう一度確認しますが、侵入実験も、要するに早く実施するために、財務規則上の手続はできなければできないではないというふうに当時考えておられた部分もあったのかどうか、その辺いかがでしょうか。

岡部証人 いえ、市町村課及び情報政策課の方、22日に起案文書ができてきますので、それなりの準備はしていたということです。契約書についてもつくろうと思えばつくれたというのが実態です。ただ、つくるということになると、侵入実験をオープンにしてしまうということですので、これはあくまでも侵入実験をシークレットで行うというために財務規則の、手続はとらないということで、時間的に間に合わなかったということではありません。

鈴木委員 知事から市町村課長に業務委託契約、市町村課の予算を流用して行うような指示があったのは、いつ行われたのか。どこで、そしてだれが同席されたと思われませんか。

岡部証人 これは9月18日金曜日ですけれども、最終的に西泉さんが知事室に入るということで、私も呼ばれまして、9月18日に1階の知事室で、実験が近いのではないかと。もしも実験をやるのであれば、その前に財務規則等の手続をとっておくべきではないかとということで、西泉さんの方から強く指示というんですか、責められました。それについては、まだ実験をやるかどうか、いつやるかどうかということの決定がなされていないと。知事も当然同席しておりましたけれども、多分もしこの実験をやるのであれば、その実験の費用は、市町村課の既存の、既成の予算の中で行うと。でもまだ決定はなされていないんだというようなことを

西泉さんの方に話をしたという記憶があります。

鈴木委員 そのとき、西泉市町村課長から補正予算で対応すべきではないかという提言、あるいはそういう説明、話はなかったですか。

岡部証人 西泉さんの方は、あくまでもこれは通常の予算の中に入らないものだ。これはもし侵入実験をやるとすれば、あくまでもそういう形で補正等をとってやるべきだということは、西泉さんの方から言われた記憶があります。

鈴木委員 したがって、なぜ予算の流用なのかと。契約内容の重要性や、額が最終的には、合計700万円近くの大きな額になっております。個々の業務委託契約でも300万円前後の契約が2件あるわけですね。これぐらいの大きな契約になれば、当初予算では予算説明書に記載し、県議会へもきちんと説明がなされるはずであります。したがって、この事案は知事から、補正予算ではなく既存予算の流用で対応するように、特に強い指示があったのでしょうか、その辺はいかがですか。

岡部証人 予算については、知事の方から既存の予算でやれというようなことは、指示されたという覚えはありません。これはあくまでも市町村課の方が22日に起案文書をつくる、19日から22日の間につくっていく中で、とても間に合わないということで、市町村課の方でできるだけ予算を回すような形で実験は行われたと、協力していただいたということだと思います。この時点では、実験はこれのみということで私たちも考えておりましたので、300万円程度ぐらいになりますか、そのぐらいならば市町村課の方で何とかできるということで、緊急的に市町村課の方で、事務レベルでその課長を説得してつくっていったというものかなというふうに私は考えていますが。

鈴木委員 そういたしますと、9月19、20、21日云々という直近の時間的制約があったことで、市町村課の予算を流用されたという今説明なんです。これも同じく当時の新聞のデータベースの検索したのを、記録としてもう一度申し上げますが、知事が8月、住基ネットの安全性に疑問があるとして侵入実験を行う考えを表明と。住基ネットがインターネットとは分離している下伊那郡阿智村、諏訪郡下諏訪町と、接続したままの中信地方の1町の協力を得て、9月22日から実験したということなんです。8月に既に侵入実験を行うとの考えを表明しているんですね。したがって、なぜ補正予算を組むなり、そういうきちんとした手続を踏む余裕が、あるいはそういう手だてというものが講じられなかったのか、いささか疑問に思うわけなんです。その辺の整合性についてどう思われますか。

岡部証人 これは補正予算ということになれば、当然、いつどこでどういう形で行うのかということオープンにしなければいけないということですので。これはシークレットということから考えますと、あり得ない選択ということで、補正で進めるということは最初から念

頭になかったと思います。

鈴木委員 ですから、これは正式な県の行政事務としてシークレットでやる必要性というものとの判断と、やはり県民あるいは当該市町村、非常に不安感を増長させるような部分が、漏れ伝わってくることによって逆に不安になってしまうという部分はあるんですね。これはやはりきちんと安全性を、審議会の不破委員長も提言しているのは、きちんと情報公開をして、手続を踏んでやるべきだという実験の提案をしているんですね。ですからあくまでもシークレットでやれという審議会の方針、あるいは委員長としてのそういう一つの説明はなかったはずなんです。ですからその辺の実態というものは大分乖離しているように思うんですが、あくまでもシークレットということにこだわったということなんですが。その辺、今の段階になって冷静にお考えになってみて、やはりあくまでも正しかったと思われませんか、この方法について。

岡部証人 インターネットに接続してあるところは非常に危険だということが、私の頭の中にありましたので、いつどういう形でやるのかということが漏れれば、そのインターネットから愉快犯が侵入してきてしまうということは考えられたので、ある意味においては、日時的なものは隠す必要性があるだろうなどは思っていました。しかし、このような形ですべてをシークレットにしてやるという必要性は、私自身はないのだろうというふうに思っていました。

先ほど不破委員長さんの方からの指摘なんですけれども、確かに不破委員長さんは、シークレットではなくて、いろいろな機関が参加して、国も参加するような形でオープンに公開実験を行うべきだと。公開での侵入というものの実験を行うべきだということは何度もおっしゃっていたような覚えがあります。それはやはり審議会の方たちとやるのならば、その方法がやはりベターだったのかなというふうに今は考えております。

鈴木委員 なお当時、固有名詞を挙げました波田町なんです。波田町は一切町名を出していただきたくないということを波田町からの要請が確かあったはずなんです。ですからいくら秘密のシークレット実験であっても、具体的な町名をつまびらかにする必要はないわけですから、県の事務処理上の手続とシークレットでやるということと、町村名、要するに当該市町村名を公にすることに対しては、何ら私は矛盾がないと思いますが。その辺いかがですか。

岡部証人 波田町は、私がお伺いしたときには、もう電算の方で来て、現実には切断するという状況にありました。それで町の方には切断したと、インターネットとの切断はしてありますよというようなことでもうお答えをしてあると。その実験をするときだけ、仮にもう一度復旧をするというようなことで強引に協力をいただいたというのが実態です。

今、鈴木委員さんの方から御指摘があるように、そこまでしてやる必要性があったのかということになれば、正直、今はやるべきではなかったのかなというふうに考えています。

鈴木委員 それでは予算措置について、もう一度確認しますけれども、少なくとも当時あなたは部長級職員として、やはり補正予算に計上すべきであるとは認識されなかったのかなのか、その辺についていかがでしょうか。

岡部証人 県の事務として、これはもうやれば大きな問題になりますし、これを既存の予算の中でやりくりをしながらやりますよということは、これは問題になるだろうなということは認識がありました。当然今の時点からいけば、議会の方にきちっと説明をして、補正で対応していく。ただ日時的なものは、知事の判断にお任せをいただきたいということで補正をとっていくのが当然なのかなというふうに考えております。そういう意味では、その時点で知事にしっかりと申し上げなかったということについて、深い反省をしております。

鈴木委員 それではもう一度、シークレットという部分の説明とは別に、手続上の問題としてもう一度冷静に記憶を取り戻していただいて証言いただきたいんですが、いわゆる最高責任者である知事が8月中に記者会見で、侵入実験を行うことを明言しておりました。それでその状況を踏まえながら、なぜいわゆる契約手続が遅れたと思われませんか、なぜ遅れたのでしょうか。その辺について、事実関係だけお答えいただきたいと思います。

岡部証人 これは先ほど申し上げましたように、8月末に財務規則等の手続は行わないで進めるという知事の判断があったので、このような形になったということです。

鈴木委員 第一次侵入実験にかかわる業務委託契約は9月22日、1日ですべての手続が、いわゆる完了したことになっております。これ実際には、いつ完了したのか。完了したという意味においては、総務部長の決裁がされて契約書の締結ができたということでございますが、それはいつなのか、その辺について明解にお答えをいただきたいと思います。

岡部証人 私の方ではこのような形で起案文書ができてくるということは全く想定をしておりませんでした。9月22日に朝、宮尾部長さんのところへ来いということで呼ばれて行きましたところ、起案文書がテーブルの上に写しがあったということです。それについては、侵入実験が何月何日にどこというところの記載までであるということで、これは完全に漏れているなということで非常に驚きました。その時点で、私は至急判こを押すということで、それで総務部長も当然判を押して進めると。ただその前に財政ですとか、あと持ち回りで委託の関係がありますので、委託のその手続をとらなければいけないということで3文書を、出納ですとか、それとか財政の方へ一応の根回しをしなければいけないということで、その時間がありまして、午前中はそんなことで費やしてしまったというふうに考えております。判こは、早い段階で私と宮尾部長は押しました。私、市町村課長さんが、西泉さんがなかなか

それを押されなかったような記憶があります。

鈴木委員 その決裁は9月22日に完了したというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも9月23日、あるいはそれ以降に日にちが延びたのかどうなのか。要するに9月22日ということで受けとめてよろしいですか。

岡部証人 最終的に決裁文書の中に、多分西泉さんの判このないものがあるのかなと思いますので。そういう意味では、予算の主管課長が判こを押さないでいる状況が若干続いたと。総務部長が西泉さんの方に話をしたと、起案、決裁印を押すようにということで話をしたというところを聞いたような覚えがあります。

鈴木委員 ちょっと重複してお聞きますが。それは22日のうちに、今名前の出ている西泉課長の印も押されたというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。とすれば、時間的にその日の午前、午後あるいは深夜、大体何時ごろなのでしょうかとということであります。

岡部証人 自分のところは、多分午前中に押したと思うんですけども。その他は何時に押したかというのはちょっと私の方では記憶にというか、報告は受けておりません。最終的にその次の日でしたか、次の次の日でしたか、次の日は多分23日で休みだったと思うんですけども。その次の日に西泉さんの方が押さないというので、宮尾さんの方と話をするんだというようなことをちらっと聞いたような覚えがあります。

鈴木委員 そういたしますと、これは当然おわかりのように、9月22日のあとで事務手続、処理手続が完了したという場合には、侵入実験前に業務委託契約の事務処理手続が完了していないということになると思われますが、その辺の認識はいかがですか。

岡部証人 これはもう侵入実験はその日の朝から始まっていますので、私が部長室に呼ばれたのは9時ですから、その時点ではもう既に委託業者が現地に赴いているという状況です。ですから、その決裁があって侵入実験が始まったということではなくて、これはあくまでもその22日に市町村課の方がつくってきて、何とかそのつじつまを、言葉は悪いかもしれませんが、つじつまを合わせなければいけないということで、起案文書をつくっていったというふうに考えております。私の方としては、西泉さんに若干日付をさかのぼってほしいということをお願いをしましたが、西泉さんの方からは、日にちはこれがぎりぎりだと、これが私の考え方ですということで拒否はされました。

鈴木委員 今改めてお答えをいただきまして、確認させていただきましたが、多少驚いておりますが。いわゆる正規な事務処理の手続を経ずして、結果として侵入実験が行われたということだと思っておりますが、間違いありませんか。

岡部証人 これはもう知事の指示が財務規則を無視して一切シークレットで行うということでした。ただその情報が漏れた形で、市町村課の方でこのような形で文書をつくっていただ

いたということだと思います。

鈴木委員 実は、今そういう証言をいただく前に、当時客観的に報道された会計課の実験担当職員がいるんですが。いわゆる地元紙の取材に対して会計課は、実験担当職員から、事業の合法性などを確認する事前審査の依頼があったのは22日の昼過ぎであると言っているんですね。実験の開始は翌日と説明を受けたと証言しているんです。ですから23日から実験をやるから22日の昼ごろ、会計課、その事前審査をお願いしたいと。ですから当時事務的な手続がすべて後追いになって、既に実験だけが、事務処理がきちんと手続されないで先行して行われてあったということで、もう一度確認しますが、間違いありませんか。

岡部証人 これは先ほど申し上げましたように、知事からは一切財務規則等の手続はとらない、完全にシークレットで行う。それで知っているのは私と松林さんと知事と、この三者だけであるということをお前提に進んでおりましたので。このような形で文書がつけられてきたこと自体、私とすれば非常に驚いたというのがそのときの正直な気持ちです。その中で、どうしても22日にやはり市町村課とすれば、つじつまを合わせるような形で決裁をとっていきたいというところで、若干説明に行き過ぎがあったのかなということだと思いますので、決して担当が意図的にそれを説明したものではないというふうに私自身は思います。

鈴木委員 わかりました。したがって、では業務委託契約の伺いの文書は、岡部証人、あなたが預かって関係者に押印するように要請をしたということで理解してよろしいでしょうか。

岡部証人 一切の業務委託される先とかの関係は松林さんの方でやっておりましたので、情報政策課の方でどういう形で判を押したのかというのは、ちょっと私の方ではわかりません。

鈴木委員 そういたしますと、岡部証人が、当時の西泉市町村課長に足を何回も運んで、課長決裁としての押印を求めているというような姿を目撃しているという、一部の情報をお聞きしたことがあるんですが。その努力、市町村課長に押印を求めたという役回りは、岡部証人はなさったということでよろしいのでしょうか。

岡部証人 私はもう当時経営戦略局の参事ということでありましたので、西泉さんと顔を合わせて、この問題に対して顔を合わせたのは9月18日に知事室で顔を合わせたと言いつたということと、22日、部長の前でその起案文書を見せられて、実験が始まったじゃないですかと、一体何を考えているんですかということ強く言われたということだけです。西泉さんに判を押せということをお私は一切迫ってはおりません。

鈴木委員 そういたしますと、第一次侵入実験の業務委託契約の伺いには、業務を所管しているいわゆる責任者である市町村課長の押印がありませんが、これもどのような理由になるわけでしょうか。



岡部証人 そこは西泉さんに直接お聞きをいただかないとわからない点なんですけれども、私自身とすれば、当時は課長が判こを押さなくても最高決定者である部長が判こを押せばいいんじゃないかということで、課長に無理に判こを押してほしい、ぜひ押してほしいというお願いをした覚えはありません。

鈴木委員 そうすると、見積書徴取の伺い文に経営戦略局長の印が押していないわけです。いわゆる岡部証人が代決しているんですが、当日、当時の小林経営戦略局長は県庁に在席していたと思われるんですが、この代決はどのような理由なのでしょう。

岡部証人 すみません、9月22日ですので、そのとき小林局長はホテルにこもっていた日なのかなということですので、私が連絡をしてかわりに判こを押したというのが実態です。

鈴木委員 そうすると小林経営戦略局長の了承のもとに代決をされたという解釈でよろしいのですか。

岡部証人 正直に話をすれば、私の方で判を押して、そのあと局長には説明をしたということで、局長からは全体でこういうことをやるということについての了承は後日得ております。

鈴木委員 後日了承を得たということですね。というのは、平成16年11月19日の決算特別委員会、小林経営戦略局長の答弁の内容を若干、御承知おきだと思いますが、改めて紹介いたしますと、9月22日は体調を崩し始めた時期でもあり、はっきりした記憶がないと。しかしながら当時何回か起案文書が回議されたという記憶はあります。住基ネット対応チームをつくった、最初岡部英則チームリーダーが担当し、途中から松林憲治チームリーダーに引き継いでいると。当時予算を所管している経営戦略局長であった私に、財務規則の規定に基づき、請負契約の起案文書の回議があったと。この文書の決裁の際に、予算の執行権は市町村課長であるが、市町村課長の決裁がないのはおかしい。市町村課長がみずから私に明解な理由を説明されない限り、決裁はしないと申し上げたと言っているんです。

ですからこの小林当時の経営戦略局長のこの決算特別委員会の答弁と、あなたが事前に総務部長の代決をし、説明をし、後日了承を求めたという部分、若干食い違いがあるように私は受けとめましたが、その辺いかがでしょうか。

岡部証人 選定委員会調書の方は、多分私の方の代決で行っているのではないかなと思います。その起案文書は、局長のところまで回りましたけれども、その局長が起案文書に印を押す必要性がないということで、それで私はあくまでも住基ネットリーダー、対応チームのリーダーだということで押すということで、組織上は市町村課長が押し、宮尾総務部長が押せばそれで確定するというので、最終的には小林局長は押されなかったんだと思いますが。ただ市町村課長が押さないようなものを私のところへ持ってくるとは何事だということで、大分お叱りを受けた記憶はあります。

鈴木委員 では次にお伺いしますが、業務委託契約のための見積もり内容等はどなたが積算をされたのでしょうか。

岡部証人 これは情報政策課の方で見積もりをしました。

鈴木委員 情報政策課ということですが、その情報政策課から選抜された住基ネット対応チームのメンバーが、その辺の見積もり徴取との調整、窓口になっておられたのか。対応チームから離れた情報政策課の職員、あるいは情報政策課で判断して積算されたのか、その辺の解釈はいかがですか。

岡部証人 これは市町村課の担当と情報政策課の担当が話をして進めていたんだというふうに思っていますが。

鈴木委員 では具体的にこの見積もり内容の積算をしたのは、あえてお聞きしますが、固有名詞で言うとどなたとどなたになりますか。

岡部証人 情報政策課の方では、ちょっと私の方では個々の職員まで把握していないものですから。市町村課の方は多分課長補佐の方でやっていらした、行政係長の方でやっていただと思えますが。

鈴木委員 逆に業者に対する脆弱調査の仕様書、この仕様書の内訳を見ましても、これはなかなかこれ積算できないような仕様書になっています。それで今、これ大変金額が大きいので、今、行政係長とおっしゃいましたが、当時の課長補佐ではないんですね、行政係長と課長補佐、市町村課の課長補佐と行政係長、同一人物ですか、あるいは別の人物でしょうか。

岡部証人 佐藤課長補佐の方でやってくれていたというふうに思っていますが。

鈴木委員 そういたしますと、いわゆる積算の根拠とか、具体的なこの仕様の作成にかかわる部分については、岡部証人はつまびらかには承知しておられないということでしょうか。

岡部証人 最終的に実験が終わった段階でどういうことやったのかという、その証拠書類としては情報政策課の方につくっておいてほしいということは依頼をしました。その際、例えばどういうものを引用するのかというようなことは、おおまかな話はしました。この時点でこういう書類が出てくるということ、私自身は全然想定しておりませんでしたので、書類の中身については、一切目は通しておりません。

鈴木委員 住民基本台帳ネットワークシステムにかかわる市町村ネットワークの脆弱性調査仕様書、1.調査内容から始まって8項目あるんですが。この内容については御存知ですね。

岡部証人 内容については話をした覚えがあります。

鈴木委員 普通の場合、作業の日時、納期にかかわる作業員の工数、それから間接経費、直接経費、レンタル機器を使えばレンタル料を含めて等々もろもろに、個別に積算し、積み上

げたものでなくてはいけないと思うんですが、おそらくこれでは出せないと思いますが。

次の尋問に入らせていただきます。侵入実験の指揮をとる責任者を吉田氏にすることは、どなたがお決めになったのでしょうか。あるいは知事から指示があったのかどうか、その辺についていかがですか。

岡部証人 知事と話をしている段階では、吉田さんが責任を持ってやるということではなかったんですね。吉田さんが一応住基ネットのその審議会の委員として、その経過をチェックするという立場で行うということで。それで、吉田さんのある程度その協力できるような先を選定するではないかということで。それで選定する段階では、清水さんの方から、多分侵入実験が始まって結果が出ればすぐ公文書公開請求が出るだろうということで、それに耐え得るためには、相手方は株式会社か有限会社で行うと。あくまでも委員は、その委員としての立場で経過をチェックするような立場で入っていくというようなことで、8月末の段階では合意ができていたんですけども、いざ決裁になってくるものを見たときに、受け先は吉田さんが受け、それが個人として相手と、ですから使うというような形で実験を進めていくということですので、大分変形してきていたということが実態です。

鈴木委員 次に第三者評価者をどなたにするかということについて、知事から相談もしくは具体的な指示がおありになったのでしょうか。

岡部証人 第三者にだれを選ぶかということは、知事が直接その第三者の方に連絡をして決めるということでしたので、それ以上は関知していません。

鈴木委員 そうしますと、極めて重大な関心を持たれた侵入実験の第三者評価。第三者評価というのは、文字通り客観的な第三者が評価に当たるんですが、これは知事が人選をし、指名をし、委嘱するということで、住基ネットチームの中で何らかの人選をし判断を仰ぐという部分ではなかったということですね。知事が選任をされたということによろしいですか。

岡部証人 はい、そのとおりだと思います。

鈴木委員 そうしますと、一般的にどうも一つの切り口として、公平性・客観性が担保されないというふうに私は思われますが。この侵入実験の手法及び情報統制を、今、考えてみると、逆にかえって県民に不安を与えるような結果になったと思いますが、その辺についてはいかが受けとめておられますか。

岡部証人 情報が、この住基ネットの場合は自分の知らないところで使われ、また知らないところで管理されてしまっているということで、そういう情報化時代の裏の面と言うんですか、暗い面というのをやはりオープンにして、そういう不安をバックにしなから、だから問題があるのではないかという形で問題提起をしながら、同じように私たち自身が、その情報を統制して表に出さないということですので。住基ネットに対する不安というのがある

のとプラスして情報が出てこない、一体何をやっているのかということがやっぱり問題としてあとあと指摘されてくるのだと思います。それが、やはりその侵入実験の正当性というものを大きく損なうようになってしまっているのかなというふうに今は考えております。

鈴木委員 第二次侵入実験について、これは総務省の見解として申し上げますが、実験方法についてもサーバー室のかぎをあけるなど、物理的な侵入を伴うものでの確性を完全に欠いた方法と批判していると。現在振り返ってみて、この侵入実験そのものが、改めて対応チームのリーダーとして必要であったと思われるのかどうなのか、その辺の認識について証言をお願いしたいと思います。

岡部証人 これは審議会の第一次報告にあるように、インターネットに接続してあるところが非常に危ないと、当然そのときの認識としてありました。インターネットに接続してあればすぐにサーバーから侵入できるということから、吉田委員さんが何度もおっしゃっていますし、審議会の中でもそれはある程度常識的な考えになっておりましたので、それをやはり早くその住基ネットから切り離すという意味では、侵入実験というのをやって、国も段階的にやっていますので、ある意味ではやることは必要だったのだらうなと思います。しかしそれをやるとすれば、やはりオープンな形で、いろいろな方が参加できるような形で、場を確保することによってやはり危険なんだということを共有していくということが大事だったのではないかなと思っています。

ですから、不破委員長さんがおっしゃるような形で、侵入実験をやはり審議会と一緒に進めていくということが、もう一度やるとすればその方向がやはり一番、それが一番大事なことだというふうに今考えています。

鈴木委員 いわゆる一次、二次、特に二次の場合については、不正アクセス防止法の観点から考えてみても、実験の方法が通常想定されている範囲を超えて、一部の方から違法ではないかという指摘もあった事実もございます。その辺についてはどのように受けとめておられますか。

岡部証人 申しわけありません、第二次実験が行われているということすら知らなかったというのが実態ですので。10月2日にはずされたあとは、すべて情報は私のところに来ておりませんので、私も報道を読んで、第二次実験をやっているんだなということを知った、その程度なんです、すみません。

鈴木委員 私がなぜそんなことを申し上げるかということ、侵入実験が当時、特に二次、審議会の提言がいわゆる隠れみのとなり、途中で目的すりかえられていったのではないかというふうに、私は認識しております。

これも同じく新聞社のデータベースの検索なんです、県側は実験の目的を「不正侵入で

はなくて、ネットワークのどこが病気が健康かを調査した（吉田柳太郎・県本人確認情報保護審議委員）として、市町村のネットワークの問題点を探ったと説明した」と。ところが田中知事は8月の記者会見で、インターネットから住基ネットへの侵入が可能かどうか検証すると述べていると。実験結果が公表されないまま、目的がすりかわってきているという面が報道されているんですね。ですから、どうも私どもが、あるいは私が受けとめるに、審議会の提言が隠れみのとなって、途中で目的がすりかえられていったのではないかなというような気配が感じられます。その辺について、チームリーダーとしての受けとめ方はいかがですか。

岡部証人 私自身とすれば、吉田委員がおっしゃったように、インターネットに接続してあればもう即侵入できるということでしたので、第一次実験というか、実験は当然成功しているというふうに考えておりました。その中で10月2日に共同通信の方から、住基ネット侵入実験成功というものが流れましたので、これはどこから流れたのかということとはわかりませんが、その情報を流したと、統制がとれなくなったということで解任されました。当然その時点では、住基ネットの侵入が成功したというふうに私は思っておりましたので、それ以後なぜ第二次実験をやるのかということで、逆に報道の方に聞いたところによると、第一次実験で侵入できなかったんだというようなことを聞いたというのが実態です。だから第一次実験で、本来的にはインターネットの脆弱性ということが証明できる、できなければできなかったということを公表して、そこでとまるべきだというふうに私自身は思っております。

鈴木委員 当時の時系列から追っていったら、そういう一つのタイムラグがあったということなんですが。次は違った角度でお尋ねいたします。当時、西泉市町村課長の人事について、西泉課長の異動をどなたか知事に進言された方がいるのか、知事自身が住基ネットの侵入実験ということにこだわったあまり、知事自身の発意で主体的な意思で異動がなされたのかどうか、その辺についての事実関係をどのように受けとめておられますか。

岡部証人 西泉さんを研修に出すということは、知事の方から直接話がありました。それは9月21日のホテル国際21での話で、それはそのとき初めて、知事が西泉さんを異動の対象にしているということを聞いたのがそのとき初めてです。

鈴木委員 そのときの理由は、どのような理由を知事は述べておられましたか。あるいはどのような理由だと思われましたでしょうか。

岡部証人 これはやはり住基ネットでの対立が大きな原因なのかなと私自身は思いましたけれども、それなんですかとはい聞いておりません。

鈴木委員 当時の西泉市町村課長は、侵入実験についての、結果として言うとして、全く情

報がないにもかかわらず、住基ネットの担当課長としての責任を果たすために業務委託契約の事務処理手続きを行い、それからさらに知事に対しても、侵入実験の予算を補正予算に計上すべきことを進言したというふうにお聞きしておりますが、その辺の事実については、そのとおりなのかどうなのか。私は行政職員というものはそういうものであると思っておりますが、その辺知事に対し、補正予算を計上すべきだということを、事務処理手続きをきちんと行うべきだということを進言したということをお聞きされておられるかどうか、その辺いかがでしょうか。

岡部証人 これは先ほど申し上げましたように、9月19日ですけれども、1階の知事室で西泉さんと大分激しくやり合いました。その中で当然その今おっしゃられたような財政的な面からして、きちとしたものとして実験をしていくべきだということで話を受けまして、それについては、まだ実験は先だよということで、その話は聞き流すような形になってしまいました。

鈴木委員 岡部さんの今までの証言によれば、第一次侵入実験の業務委託契約について、22日の朝、関係者が集まる、総務部長が集まると。あるいは一連の契約の書類を検討し、そこに侵入実験の実施町村の名前や、これ実施日というものが、もう一度確認しますが、きちんと掲載されていたのでしょうか、いたんですね。

岡部証人 これは調査対象団体及び調査実施日ということで、阿智、下諏訪、もう一つの町村の日時が記載をされておりました。

鈴木委員 したがって、情報が漏えいすることを防ぐため、侵入実験の実施町村名、実施日を消して決裁の事務手続きを行うように指示をされたということでしょうか、それでよろしいですか。

岡部証人 これは1つのインターネットに接続してある町村から、名前が出たら実験に協力しないということが言われておりましたので、1つだけを消すというわけにはいきませんので、3つ消して書類は通してくれということで担当の方をお願いをしました。

鈴木委員 一連の資料請求を受けた決裁文書、実施市町村名や実施日、要するに個々の市町村名の実施日でないが、22日から実施と明記されておりますが。参考までに申し上げますと、当時の小林経営戦略局長が決算特別委員会で答弁されている内容ですが、平成16年11月9日、9月22日は体調を崩し始めた時期であり、はっきりした記憶がないと。しかし当時何回か起案文書が、先ほど申し上げたところなんです、後段、当時の決裁文書を見てもらうと、経営戦略局長の決裁欄が不要とされていると。市町村課長の決裁がないまま上司である、当時の宮尾総務部長の決裁で業務は行われたという形になったと。その請負人選定委員会の選定調書には西泉市町村課長の押印があるが、西泉課長に対して、なぜ最初から押印をしないの

かと言ったと。西泉課長は、予算を執行する際にはすべての業務の内容を承知した上で決裁したいと。しかしながら住基ネット対応チームという別の組織で事が運ばれていたため、対応チームからの説明がなければ決裁はすることができないと、決裁をしない理由を私に説明してくれたと。以後対応チームでは事前の準備をしたいと思うがと。小林経営戦略局長は、当時の起案文書を見てもらうと経営戦略局長決裁欄不要とされていると言われています。しかし起案文書の決裁欄の経営戦略局長の欄には不要との記載はなくて、岡部証人がかわりに決裁しているんですね。この辺についてはどのように受けとめたらよろしいのでしょうか。

岡部証人 私の方から局長の方に話をし、一応私の方で代決をして進めましたということは、その22日のときに、局長の方に話をしたと思います。その中で、なぜ市町村課長が押さなかったのかというようなことが問題になって、もう一度局長に起案文書を見ていただいて、それで内容を確認したということから、その内容になっているのだと思います。

鈴木委員 9月に決裁された文書と違うのか、あるいは当時の小林経営戦略局長の了解を得られなかったが岡部証人は小林経営戦略局長の了解を得ずに押印したのか、あるいは押印するということを口頭で了承してもらったのか、その辺の事実上のことはどうなんでしょうか。

岡部証人 事実上は私のところで押して、局長が押さないと事務処理が進みませんので、局長に相談しないで私が押したというのが実態です。

鈴木委員 ということは、かいつまんで申し上げますと、小林経営戦略局長の同意は得られなかったからかわりに押印したということによろしいのでしょうか。

岡部証人 同意というか、局長はそのときいらっしゃらなかったものですから、午前中にはすべての文書を通してしまうということで話がありましたので、私の方で代決したということです。

鈴木委員 すべてのことは午前中、9時にスタートしておったと。とにかく一刻も争う早さで事務処理しなければいけないという中で、物理的な制約があって、あなたが代決決裁をして、あと後ほど小林局長の承諾を得たと、要するに了承を得たという一連の事務処理の流れということによろしいですか。

岡部証人 御指摘のとおり私が代決をして、そのあとその文書を局長に見ていただいたと。若干時間がたってからだと思います。

鈴木委員 ありがとうございます。では次に宮津証人にお尋ねをいたします。

一部重複すると思いますが、宮津証人、あなたはいつどなたから住基ネット対応チームのメンバーになるように指示をされましたか。

宮津証人 先ほど岡部さんの方から、6月に辞令があったという証言がありましたけれども、同じときです。ですので、知事名の人事通知書をいただいております。

鈴木委員 そうすると住基ネット対応チームのメンバーになられたということなんですが、6月ということでもよろしいですね。そうすると、住基ネット対応チームの業務についての検討、意思決定はどのように行われてこられたのか、お答えをお願いします。

宮津証人 私の認識ではチームリーダーのもとで進められたと認識しております。

鈴木委員 先ほど岡部証人の証言によりますと対応チームのメンバーは、情報政策課7名、市町村課7名、合わせて14名というふうにお聞きしておりますが、それについては間違いありませんか。

宮津証人 私も詳細な人数ですとかというのは、ちょっと今記憶にないんですけども。情報政策課、それから市町村課、それから私が入ったと記憶しております。

鈴木委員 当時のメンバーに対する情報は共有されていたのでしょうか。

宮津証人 その部分、私は一メンバーですので、全員にどうかという部分に関しては、ちょっと私承知していない部分です。

鈴木委員 あなたの対応チームにおける具体的な役割は、どのような役割であったのか。

宮津証人 私、当時政策チームというところで企画局担当でしたので、要するに企画局と総務部との間の調整ですとか、それから知事からの指示事項の伝達だとか、そういったことが私の任務とっておりました。

鈴木委員 いわゆるあなたの直属の上司、それから直接あなたに具体的な指示を出す命令権者はどなたですか。

宮津証人 これは私の認識はプロジェクトチームという形でやっておりましたので、この問題に関してはプロジェクトチームリーダーから指揮命令であろうと考えておりました。

鈴木委員 今、チームリーダーということなんですが、決算特別委員会の小林経営戦略局長の答弁、先ほども紹介いたしましたけれども、庁内の連絡調整を政策促進チームが行ったことになっております。それであなたが知事の指示を受けて、岡部証人と連絡をとり合うような立場だったのか、あるいはほかの関係者とのもろもろの連絡調整を担う立場だったのか、それとも一元的に岡部証人のもとで、その判断、指示のもとに役割を担う立場だったのか、そのどの位置づけでよろしいのでしょうか。

宮津証人 一義的にはこれはプロジェクトチームでございますから、プロジェクトチームの中で、先ほど岡部さんが言ったような審議会の答申に基づく案件については、チームリーダーの責任においてやるということです。ただ、とは言っても、当時この問題に関連してのその庁内の調整ですとかが生じた場合には、私の立場としては政策チームの人間として調整をするのかなと思っておりました。

鈴木委員 もう一度、では確認しますけれども、先ほども紹介しましたように、ハード部門



は企画局情報政策課、住基ネット部門は市町村課、庁内の連絡調整は経営戦略局の政策促進チームが担当するという住基ネット対応チームをつくったということになっていますね。その辺について、宮津証人もう一度。

宮津証人 これは例えばほかの案件でもあるんですけども、大きなプロジェクトがあった場合にプロジェクトチームをつくれるというような県の中の決まりがあります。

鈴木委員 ちょっとゆっくり落ち着いて話してください。

宮津証人 県の組織規則の中に、ある案件について横断的に物事を進める場合には、プロジェクトチームをつくれるというような規則が確かあったと思います。この問題についてはプロジェクトチームをつくったわけですので、そのチームに任されている問題については、私はチームリーダーが一義的に所管しているというふうに考えておりました。

鈴木委員 次に第三者評価をネオテニーの伊藤氏へ委託することを指示したのは、先ほどは知事だろうという証言をいただいているんですが。その辺については、政策チームとして宮津証人、どのように認識しておりますか。

宮津証人 これはかなり技術的な案件ですので、私はどのような過程で決まったかについては承知しておりません。

鈴木委員 侵入実験を行った笠原氏との連絡調整を行ったのはあなたですか。

宮津証人 実は途中からというのが事実でございます。当初、それは確か松林さんですか、技術的な面というのを松林さんがやっておりましたけれども、中途から私の方で連絡調整を行うようにと言われまして、中途から笠原さん、笠原さんの名前も確か、彼との調整は連絡の窓口はやっております。

鈴木委員 松林氏のあとを受けて、笠原氏との連絡調整に宮津証人は当たったということによろしいですか。それはその時期的にはいつごろからでしょうか。

宮津証人 先ほど鈴木委員さんの方から、一次実験、二次実験というような区別があったかと思えますけれども、最初の実験の一つが終わってそのあとだったと思っております。

鈴木委員 知事と、その前にどなたが侵入実験についての連絡調整を笠原氏と行ったのか、これはどなたかということになりますと、当然では宮津証人ということによろしいのでしょうか、二次の実験に向けて。

宮津証人 二次の、ですから阿智村ですね、で行ったことに関しては私が行っております。

鈴木委員 知事と長野県本人確認情報保護審議会の委員との打ち合わせには、宮津証人は出席されておりましたか。

宮津証人 幾度かそういった場があったと思うんですけども。全部ではないと思えますけれども、何回か出席したことはあったように思います。

鈴木委員 その席上、知事から審議会の進め方や論議の方向性についてのアドバイス等ありましたでしょうか。

宮津証人 審議会そのものについて議論するような場でなくて、私がお伺いしたのは、先ほど吉田委員さんが、吉田柳太郎さんですか、実験の指揮をしたということなんですけれども、そういった場のことでございまして、審議会の進め方ですとか、そういう場面ではなかったかなと思っております。

鈴木委員 侵入実験についての実施はどなたが提案したと思われませんか。

宮津証人 これは私、実はその部分についてはかかわっていないので、証言する材料はございません。

鈴木委員 一次、二次の侵入実験に宮津証人は立ち会っておりますか。

宮津証人 先ほどから一次、二次というお話がございすけれども。二次実験の方には阿智村の方に行っております。

鈴木委員 どのような交通手段で行かれましたか。

宮津証人 これは公用車です。

鈴木委員 阿智村に公用車で行かれたということですが、大体の記憶で結構です。長野を何時に出られて、何時ごろ現地へ着かれましたか。

宮津証人 何回も行っておりますので、何とも言えないんですけども。というのは、実験の前の打ち合わせですとか、実験当日ですとか、全部行っていますので、実験のときで結構ですか。実験のときですと、多分朝8時、もうちょっと早かったですか、出て行って午前中には着いていると思いますけれども。

鈴木委員 午前中というよりも、午前中のかなり早い時間、おそらく9時ごろには現地へ着いておられたのではないのでしょうか、その辺の記憶はいかがですか。

宮津証人 早い時間に着いたこともあったと思っています。

鈴木委員 あなたが侵入実験に立ち会うように指示をされたのはどなたですか。

宮津証人 当時、二次実験のときでしたので、リーダーが松林さんにかわっておりましたので、松林リーダーから言われております。

鈴木委員 ほかに県の職員で立ち会った方はどなたですか。

宮津証人 私のみです。

鈴木委員 侵入実験については、あらかじめいつ実験をするということを、関係する町村へ連絡をされておりましたでしょうか。

宮津証人 二次に関して申し上げますとかなり、ちょっと今、日付がはっきりしないんですけども、かなり早い時期から当時の村長とは打ち合わせておりました。

鈴木委員 かなり早い時期というと、実験の、何月ごろ、いつごろからということ記憶は定かではありませんか。

宮津証人 すみません、ちょっと今、日付等ははっきりしておりません。

鈴木委員 日付、何日という特定はいいです。大体1カ月ぐらい前からなのか、2週間ぐらい前なのか、あるいは半年ぐらい前なのか、大体そのぐらいの期間設定で、私はあなたに証言を求めています。

宮津証人 ここで言いました阿智村ですね、阿智村というところで行うことに関しては、かなり2、3週間前からもう打ち合わせておりまして、具体的な日付に関しても1週間ほど前からはちゃんとお話ししたと思います。

鈴木委員 阿智村の侵入実験に立ち会ったのは、逆に阿智村の村役場の職員では、どなたが立ち会われましたか、固有名詞は記憶ございますか。

宮津証人 向こう側の担当の方が、固有名詞を挙げていいんですか、総務課長さんでして、山内さんとおっしゃったと思います。

鈴木委員 現場で実験の具体的な指揮をとられた方はどなたでしょうか。

宮津証人 これは吉田柳太郎さんが現場にいらっやいまして、現場での技術的な面での指揮はしてありました。

鈴木委員 実験の補助者はどなたとどなたで行いましたでしょうか。

宮津証人 先ほど名前が挙がりました笠原さんですか、笠原さんですね。

鈴木委員 笠原さんのみだけですか。

宮津証人 もうお二人、外国人の方がいらっやいました。

鈴木委員 当然補助者の方、外国人の方ということなんですが。いわゆる委託契約書には、署名等が求められると思います、手続上、補助であっても。その補助者の方、外国人の方というのは、初めてそのとき、現地に行かれてこういう補助者の方がおられるんだということを初めてその場でおわかりになったのでしょうか。

宮津証人 事前にそういう方がいらっやるという話は、私は聞いておりました。

鈴木委員 では次にお聞きいたしますが、実験に、要するにあなたは立ち会っただけですか、具体的な実験の業務にも参加されたのでしょうか。

宮津証人 業務には参加しておりません。

鈴木委員 実験の内容については、事前に実験の実施者と、今名前を申し上げた笠原さん等と吉田柳太郎氏等と、打ち合わせをいつどこでどのようにと。具体的にどのような方法で、どのような作業日程でやれというような打ち合わせをされたのかどうなのか。そのように打ち合わせをされたとするならば、事前にいつどこでされたという記憶がありますか。

宮津証人 吉田柳太郎さんと笠原さんは、事前に阿智村にも出かけてきて、どのようにやるというお話をされています。というのは、これより前に阿智村の方で9月にも実験してありましたので、事情がわかっていたのでどういうふうにするというお話をつまびらかに説明した記憶がございます。

鈴木委員 もう一度確認しますが、9月22日ごろと想定される実験に関する内容に関しては、あなたは詳細には存じ上げていない、把握していないということでしょうか。

宮津証人 おっしゃるとおり、それは詳細には承知しておりません。

鈴木委員 そういたしますと、第二次の侵入実験の方法はどなたが決定されたと思われますか。

宮津証人 私の承知している範囲ですと、吉田柳太郎さんが主に、こういった範囲での実験が必要ではないだろうかというお話をしていたように思います。

鈴木委員 第二次の侵入実験について、これは審議会の委員の皆さんは、この侵入実験の方法について承知をしておられたと思われませんか、その辺についてはどのように受けとめておられますか。

宮津証人 これは事後的な話と言うんですか、その後12月ぐらいに審議会があったやに思いますけれども。その場で何人かの委員さんが事前に承知していなかったという旨を、御不満と言うんですか、そういった旨を述べていましたので。その当時というわけではなくて、その後の私の知っている話としては、全員の委員さんが知っているわけではなかったなというふうには思っております。

鈴木委員 あなたの当時のお立場の中で、二次の侵入実験の内容について、公平である審議会委員の中で、二次実験の具体的な方法等について、関与もしくは実験について承知しておられる方の委員はどなたとどなたと思われませんか、あるいはどなたとどなたと特定できますか。

宮津証人 少なくとも私が言われておりましたのは、吉田さんはもちろんそのとおりですね。それから、その法律的な面について、法律的な問題があるやなしやについては、清水弁護士ですか、に相談するよというのもあったので、このお二人は少なくとも承知しておったと思います。そのほかについては、私何とも言えません。

鈴木委員 不破委員長はどのように受けとめておられたでしょうか、認識しておられましたか。

宮津証人 当時、不破さんとこのことについて、詳しく議論したことがないので、不破さんがどのような認識でおられたかについて、私は証言できない状況です。

鈴木委員 事務的な作業、手続のことで、私がえらい細かくあなたにお聞きしているのは、

当時の審議会の提言というのは、インターネットから接続した場合に、接続を避けるべきだという提言が途中なされているんですね。それでインターネットから、その市町村がLANからも全部接続切っているんです、インターネットの。ところが二次実験というのは、非常に異質な状況で、物理的なものも含めて二次実験をやっているんですね。その辺について、審議会の提言というものと、具体的な侵入実験の方法というものが若干乖離しているのではないのかという部分で、細かくあなたにお聞きしているんですが。

特に二次の侵入実験はサーバー室のかぎをあけるなど物理的な侵入を伴うもので、的確性を完全に欠いた方法と、当時総務省は批判しております。侵入実験の方法が不正アクセス防止法に抵触する可能性等があることを、そこまで認識されていたかどうか、あるいはそこまで考えが及んでおられたかどうか、宮津証人いかがですか。

宮津証人 今2点あったと思うんですけども。その法律的な問題ですね、問題については、これは清水弁護士とも相談しておりまして、そういった不正なことはなかったと私は確信しております。

それから前段の、そのラックの問題です。これも私も現地に行っておりましてよく承知しているんですけども。物理的にかぎがかかっているかどうかの問題と、それからネットワークのその安全性という問題とは、必ずしもこれ一致しないというふうに、私、説明受けておりましたので。物理的にその部屋にかぎがかかっているかどうかという問題と、それからネットワークが安全かどうかという問題については、必ずしも一致しないというふうに、私は説明を受けておりましたので、その範囲内においては問題なかったと、私は当時認識しておりました。

鈴木委員 一義的には、いわゆる電算室からラックを上げなければ、最初のスタートができないわけですね。だからこれは、ネットワークのコンピュータシステムの概念の、別に説明会、討論ではありませんからあえて申しませんが。例えばホテルでも、フロントまで侵入できたというのと、個々の宿泊客の部屋まで到達したのと意味が違うわけなんです。最終的にですから、もう一度証人にお聞きしますが、当時の市町村課へは侵入実験に関する情報がほとんど入っていなかったという状態の中で、これは当時の他の部局の連絡調整に当たる政策チームとしての一員としての位置づけで、あなたはプロジェクトの住基ネットへ入られたんですが。その辺について、あなたの役割、認識について、どのように今お受けとめになっていらっしゃいますか。

宮津証人 これは私、最初に6月にこのチームの一員として任命を受けたというふうに話しました。それがまだ引き続いているなということで認識しておりましたし、実はこれ阿智の村長ともお話ししたことがあったんですけども。阿智の村長さんも、非常に最初の実験の

ときに相当マスコミの方が来られたりして、非常に苦慮した面があって、実験に関しては、そういったマスメディアですとかには漏れないようにしてほしいということは言われておりましたので。私としては、そういった情報漏えいがないような形で努めたというのが実態でございます。

高見澤委員 まず最初に岡部証人に尋問いたしますけれども、先ほど来いろいろと証言をされておりますが、それらの中に、当時、侵入実験がされる前後に、田中知事に多くのメールのやりとりをして、岡部証人がその当時のことを報告と言いましょうか、実行する内容を示しているわけでありまして、それらについて、まずなされたかどうかをちょっと確認したいんですが、いかがでしょうか。

岡部証人 克明に、知事にどういう形でやるかということは、私の方からは報告を知事にしたことはほとんどありません、住基ネットに関しては、すべて松林さんの方が現実にやって、それが私の方へ転送されてくるというのが実態です。

高見澤委員 ちょっと私の尋問の仕方が悪かったと思いますが、ここに2003年9月20日、住基ネットの前の形で、岡部証人から田中知事あてにメールが送られております。これは先ほど鈴木委員から尋問の際、岡部証人が証言なされていたその内容と同じようなことがここに書かれております。こういうことは、これ読まなければわかりませんか、委員長よろしいでしょうか。

小林委員長 はい。

高見澤委員 「市町村課との関係ですが、西泉課長は予算が通らない限り実験はないと言っているようで、報道も来週は無理との認識に傾いてきています。」これはちょっと名前が出ていますので「どことこの」、これ新聞です。「どことこのだれだれ氏が知事室での言い合いを見ていたようで、いよいよですかと聞いてきましたので、市町村課長に聞いてくださいと回しておきました。西泉課長の考えでは、知事、部長の前であれだけ言ったのだから、まさか青白き田舎公務員が無視してと考えていると思います。報道には、市町村課がばたばたと動き回っているから、そろそろ準備が始まったのかなと思いますよと言っておきますので、来週は全くの空白になると思います。もう少し市町村課にばたばたさせ、実験は近いとの認識を持たせるようにしてみます。もう一度西泉課長からは、法規を無視し、公務員として恥ずかしくないのですか程度の糾弾は受けませんが、お聞きしましたで済まそうかと考えております。無策ですが、西泉課長を最大限に活用し、予算化等の実務を部長から指示したが聞き入れてもらえず、9月19日の知事からの指示に対しても、侵入実験は違法であるとの見解を曲げないため、契約、予算化が遅れてしまった。そのために急遽支援チームに侵入実験を付加し、実務に当たさせた。本来ならば予算化、契約、実行であることは認識していたが、結

果としてこのような形となってしまったことは非常に遺憾であるとしてはどうかと考えております。御検討のほどをよろしく申し上げます。」となっております。

これらの岡部証人から知事に送ったメール、どこかでこのようなことがあったかなと、私、思いますと、ちょうど文書毀棄の問題で、岡部証人が知事にメールを送り、このようなことを送られていたと、ほとんど同じような状況下でございます。このことについて当時のことを思い出していただいて、この検討のほどをよろしく申し上げますと言ったあと、知事から何か指示がありましたか。

岡部証人 これは9月20日の午前中に知事の方に入れたメールだと思います。そのあと夕方、知事の方からメールに対して私への回答がありまして、若干わからない点があるということで、あしたそれについて詳しく聞きますよということでメールが来ております。そのあしたというのは、あの9月21日のホテル国際21での会議のとき、若干このような経過を説明して、今、読んでいただいた内容を自分の方でもう一度確認をしますと、西泉さんを一つのターゲットにして、西泉さんが知事の言う、部長の言うことを聞かなかったと、そういうような感じですべての手續が遅れたんだという、非常に何と云うんですか、汚いやり方でもって乗り切るといようなことを知事に提言したという内容でありますので、間違いはないというふうに思っております。

高見澤委員 確かにこのメールのやりとりを見る限りは、知事が具体的に指示をしなかった。その場合においても、岡部証人が実行しようとしていること、これを知事が容認をしていたとそんな解釈をされるわけですが、その辺のところはいかがでしょうか。

岡部証人 これは19日のとき、西泉さんからかなり激しく、なぜだと、どうしてなんだということで、宮尾部長を交えて話をされました。私の方では反論するということは全くできませんので、ただ侵入実験はまだだと、侵入実験があったならば、それについては事前に相談をするということは何度も繰り返して述べただけですけれども。課長とすれば、もうかなり近いんだらうなと確信を持って、このとき話をしていたんだなと思います。知事はそれを聞いておられましたけれども、それに対して何も話をしなかったというのが実態ですので、完全シークレットということを買けという指示がなされたんだなというふうに、私自身は考えております。

高見澤委員 その場合は、だから違法でもやらざるを得なかったということによろしいわけですか。

岡部証人 これも何度も申し上げますが、最初から財務規則等の手續は一切とらないということ、これを明言、知事の方からは言われておりますので、その方針を曲げることはできないということで、西泉さんの方には何も反論ができなかったというのが実態です。

高見澤委員 先ほど岡部証人が知事に送ったメールの中で、知事から返信があったと。その中で、確かにあとで話をしましょうというふうになっているんですね。知事とそのとき話し合いをされるときにはお二人だけですか、ほかにはいらっしゃいましたか。

岡部証人 9月21日、国際21にいたときには、宮津さんと、あと松林さんと、それとちょっと記憶がよくわからないんですが、小林経営戦略局長がいらっしゃったのかなということですが。そのとき、既存の方針でいいのですねという確認は知事には実はしておりません。ほとんどがそのときは人事の方の話でして、これは当然メールを入れてありますので。市町村課が大分動き回っているというか、情報が漏れているのかねというような点も、知事の方から何も質問はなかったです。ですから19日は、ほとんど話は住基ネットに関してはしておりません。

高見澤委員 確かにおっしゃるとおり、知事はそのとき岡部証人のメールを、当時の大人特捜部と言われる仲間に送られている。小林公喜さん、それから宮津雅則さん、松林憲治さん、それとまたこれ岡部さんのところへも行っているんですね。とすると宮津証人、このとき、今、岡部証人が話し合いをされた中での証言もありましたが、宮津証人はそのときの状況をどのようであったか、証言をしてください。

宮津証人 今、岡部さんが言ったとおりの、確か21日ですか、確かそのとき私は松林さんと岡部さんと小林公喜さん、小林公喜さんもいたことはしっかり覚えていますが、話をしたことは覚えていますが。ただ中身について、詳細について、いろいろな話、人事の話それから住基ネットの話いろいろあったと思うんですけども、つまびらかにこれがどうということはちょっと今記憶にないところです。

高見澤委員 そうすると、宮津証人も記憶がない、先ほど岡部証人は人事だけの話であったということになると、その日にメールは朝送られているわけですから、御検討のほどよろしくお願いしますというのが、その後も何も知事から指示はなかったということでもいいわけですね。

岡部証人 財務規則等をきちっととれとか、そういうものを事前にやれというような指示は全くありません。この日は多分22日、次の日から実験が始まりますので、説明したとすれば、松林さんの方から概略的なものを説明したのかなと思いますけれども。私の方では、その規則でしっかりとってというような指示はなかったです、それはありませんでした。

高見澤委員 委員長、もう一つメールよろしいですか。さらに岡部証人は、同じ9月20日、今度は午後、さっきは午前中でしたが、今度は午後6時57分に知事にこんなメールを送っているんですね。「西泉課長の命を受けて、侵入実験を行おうとすれば契約をどうするのか、どのような科目で支出するのかを、またどの段階まで行くと違法となるのかなどの実験の方



法等も想定で検討しているようです。しかし、来週に実験を行うとの認識は全くなく、あくまでも議会終了後を想定しているものと思われます。まちづくり支援室に行った際、どうもそのような動きが見られました。私の方で予算化は市町村課で行うとの認識を示したことから、このような動きとなっているものと思われます。それが、西泉課長の受け入れ宣言を誘発し、きのうの行動につながったものと考えます。このような動きは当然のこととして、関係者に実験は議会明けの憶測を生み出していきますので、加速することもなく、とめることもなく放置していきたいと考えております。どうしても予算化するとすれば、市町村課で行うほかないとの認識を再度示せば、西泉課長の引いた路線に従うとの暗黙の了解と受け取られると思いますので、月曜日には検討し、確定した段階で相談したいと 補佐にでも持ちかけてみます。」とあなたは送られているんです。この結果、知事は御返事がありましたか。

岡部証人 今、高見澤委員さんの方からメールの内容をお聞かせいただきまして、そういうメールを多分間違いなく送っております。私の認識とすれば、完全にその情報は漏れていないという認識でしたので、このまま西泉さんの方に予算化をしていただく。19日、知事の前で、経営戦略局で予算化すればいいじゃないかというような話がありましたけれども、経営戦略局はあくまでも私が住基ネット対応チームのリーダーだということで経営戦略局に移行しただけであって、本来は、この住基ネット対応チームというのはあくまでも市町村課のプロジェクトチームだと。予算はプロジェクトチームの主管課である市町村課で予算化すべきだということで、そのとき大分言い合ったような記憶があります。

最終的には部長の方も、ではこれはやるとすれば市町村課の予算ですねというようなところ、何となく市町村課が予算はやるよということで。西泉さんはそういう結果になったものですから、自分のところに予算化の話が来ない限りは、実験はないというふうに、逆に判断をされたのかなというふうに甘く考えておりましたけれども。実は市町村課に戻って、市町村課の佐藤補佐たちにその話をして、佐藤補佐たちが情報政策課に確認をとったところ、冗談じゃないよと。22日から実験が始まるんだよというようなことに、逆に移行していったと。真実がそこで完全に漏れていってしまったというような線になっているのが現状なのかなというふうに思っています。

高見澤委員 私がなぜこのメールを読ませていただいたか。これは先ほど鈴木委員からも両証人に尋問されて皆さん方が証言されているわけですが、それらがやはり知事にしっかりとその状況を報告と言いますか、連絡されているわけですね。それにもかかわらず、ただこの内容を見る限り、知事に報告だけではないんです、指示を仰いでいるんです。その仰いでいることに対して答えがないということは、先ほどもちょっと私触れましたが、岡部証人は知事が暗黙のうちにこれは了解をしたという解釈で実行に移られたという解釈でよろしいで

しょうか。

岡部証人 暗黙の了解ではなくて、完全に8月の末の段階で、これは財務規則的なものは無視して進めるということが知事の決定ですので。その決定が明確に覆されるようなことがなかったということで、私自身は考えております。

高見澤委員 このメール以降、知事からのやりとりがだんだん岡部氏はなくなっていくわけですね。最後に岡部証人が知事に送ったその報告があります。「報告が遅れてしまい申しわけありません。このことによって・・・」本当はここを読めば一番いいのですが、宮津証人あなたはですね、この「報告が遅れてしまい申しわけありません」という内容のメールが宮津証人のところにもまた、転送されているのです。その内容では知事は「転送します。あとでお話をしましょう」というふうになっているのです。どのようなお話がされたのでしょうか。

宮津証人 その報告というのは前段の報告ということですか、ちょっとその前後がわからないので、証言しようがないんですけども。

高見澤委員 委員長ちょっといいですか。ちょっと長いんですが。

小林委員長 そうですか、簡潔にできるだけ。

高見澤委員 それでは岡部証人が田中知事に送ったメールです。これは皆さんのところへ送られている内容です。「報告が遅れてしまい申しわけありません。本当に情報の管理が全くできておらず筒抜けであった実態を知り責任を感じております。月曜日の朝に市町村課から総務部長室へとの話があり、部長室へ行ったところ侵入実験の一連、契約町村との覚書、参加の文書を見せられ、これから決裁に回すとのこと。起案文書を見れば、そこに22日阿智村からの実施とすべての実験場所、実施日が記入されていました。驚き、実施の日、場所は消して決裁に回すように指示しました。その後、部長さん、阿部課長さんと話し、なぜ漏れたのかを確認するよう依頼しました。財政的には市町村課の既配の予算を流用して行うとのことですので、志村参事に内容を説明し了解をいただきました。宮尾さんからは知事へ報告しておいた方がよいとのアドバイスを受けましたが、その時点での報告には、状況把握が不十分であり、躊躇してしまったことは事実です。その中には、みずからの責任でなく情報が漏れたとの思いがあったことは事実です。その思いが対応を遅らせ、知事の不信感の原点であると思っています。知事の、お前もかの言葉を聞き、きのう一日をマスコミ対応に追われながら、その言葉を何度も反すうしそのとおりであると受けとめております。今後どのように対応していくのか、宮尾部長、松林さんと話し合っただけ、知事へ御相談させていただきませぬ。一連の対応が終わった段階で、今回の事態に対するみずからの責任を明確にし、知事の御判断をお願いしたいと考えております。もうしばらくお時間をいただきたいと思っていま

す。急ぎ報告とさせていただきます。」という内容のものが、あなたのところへも転送されているわけです。「あとでお話をしましょう」ということですが、いかがですか。

宮津証人 ちょっと細かい部分、記憶のない部分がありますけれども。今の話、多分9月22日の話ですかね、22日の話だと思うんですけれども。これは多分私の記憶は確かでないけれども、岡部さんと知事が話し合う機会はあったようには思いますけれども。

服部委員 御苦労様です、1点だけ。かつて総務委員会で、この住基ネットの資料を全部出していただくようにしましたよね。そのとき全部こういうふうみんな黒塗りをして、いろいろな個人情報だとか、いろいろ理由をつけてほとんど出さなかったわけですよ。しかしこれはあれですか、やはり知事の指示から、先ほど聞いていますと、知事の指示ですべてペールで隠すようにしたということによろしいんですか、岡部証人。それから宮津さんも答えてください。

岡部証人 10月2日に住基ネットの対応チームのリーダーを解任されたあと、私は一切住基ネットに対しては関与をしておりませんので、議会の方にどういう形でお出しするのかということは承知しておりません。ただ、私自身がある会派の方に呼ばれた段階では、当然契約が終わればオープンだというふうに考えておりましたので、私自身がそこで原本をお見せしたという、これがあとあとまた大きな問題になったのかなというふうに私自身は考えておりますが。私自身とすれば、当然黒塗りなしでオープンにすべきものであると、今は思っています。その当ても思っていました。

宮津証人 当時、議会にどのような形で資料を出すかについては、多分これは当時のチームリーダーなり、その課長が一義的には判断しておりますので、私はどのような経過でそうなったかについては承知しておりません。

倉田委員 岡部証人をお願いいたします。先ほどからの御証言を聞いておりますと、8月26日に軽井沢で知事と会ったときに、財務規則や組織規則は全部無視してやろうと。そしてその中で、言ってみればもしばれた場合は、お互いに獄中へ入って獄中日記を書きましょうと、こういう確か前も証言があったと思います。それで岡部証人の場合は、ずっとそれを信じて、ある意味では9月22日の朝、総務部長に呼ばれるまではそういう方向であったというふうに認識をされたということによろしいですか。

岡部証人 獄中記を書くというところが、やはり自分とすれば知事が本気なのかなという、そのの分かれ目になったということは事実です。この前に、住基ネットに私がチームリーダーとしてなって、しばらくたったときに知事は、この住基ネットについてはあまり本気ではないと。これは一応その警鐘を鳴らすだけなんだよと、岡部君、これは警鐘だよという言葉聞いておりました。ですからそれは警鐘なんだろうなという段階から、これでもう侵入実

験に足を突っ込んでいく、しかも獄中記を書くと、本気だということで、その時点で知事の考え方が大きく変わったんだらうなと思ひまして。以後は知事の指示に従うような形でやってきたというのが実態です。

倉田委員 それで、そういう点ではそういう思いでおやりになってきたわけございますけれども。その9月、例えば18日に西泉当時の市町村課長と知事のところでやり合ったと。そして21日はさっきのメールのやりとりがあって、そういう段階で言うと、言ってみれば22日の、市町村課でももう、ある意味では岡部さんと松林さんと知事しか知らない、ある意味では極めてシークレットな部分が、いつ流れてしまったのかという認識はいつされたんですか。

岡部証人 これは、その9月22日に起案文書に場所と日時が書いてあるということで、漏れたんだなということは承知をしました。その時点で本来なら知事に漏れているということを報告すべきだったんでしょけれども、その時点で知事に報告すれば、知事は必ずではだれが漏らしたんだというような話で追求をします。追求をすればシークレットである情報がさらにいろいろな形で漏れてしまうということで、これは静かに見守るほかないということで、その日はどこへも連絡しないで、私の胸だけにおさめました。

その日の夕方、夜、某新聞社から連絡が入ったんですけれども、それちょっと私は外へ出ていて連絡がとれなかったんですけれども。その新聞社が次の日、大きく侵入実験開始ということで報道に載りました。報道各社から私のところへ連絡が入ってきまして、その報道各社すべてが、何月何日どこで何を行うということを承知していると。しかも完全シークレットでやるべきインターネットに接続してある町村の名前も、すべての報道機関が承知をしていて、私に何月何日やるではないですかということを書いてくる段階において、これは知らなかった、情報を知らなかったのは私たち3人だけだったというふうに、逆に隠そう隠そうとして、私たち自身が情報過疎に陥っていたんだなということを痛感しました。

倉田委員 そういう点で言うと、岡部証人の場合は、田中知事の、ある意味では指示をそれなりに言ってみればしっかりと受けとめて、その指示のもとに最後まで対処されたというふうに判断をするわけですが、そういうことでよろしいですか。

岡部証人 10月2日までは知事を完全に、10月2日以後もですが、信じてついてきておりましたし、ついていっていました。

倉田委員 そういう点では、この間、ずっと岡部証人にはさまざまな課題で証人尋問に出てきていただいておりますけれども、率直に言って今のお話をお聞きしますと、例えば公用文書毀棄の問題につきましても、やはり私は、その暗黙の指示と言いますか、ある意味ではがんじがらめの中でその業務を遂行せざるを得なかったのではないかという、こういう認識を持っておりますけれども。そういう認識についてはどうのお考えですか。

岡部証人 その認識については、若干私自身とすれば異議を述べさせていただきます。私自身は、知事から明らかな指示がない限り、知事が指示をしないのに知事のためにあれをやれこれをやれというような憶測をして動くような人間ではないです。明らかに知事から指示があったものについてのみ、知事を信じて従ってきたということですので、その点は訂正をさせていただきます。

倉田委員 それでは最後に、岡部証人、宮津証人は、本日も公務御多忙の中、出頭をいただいているわけございまして、感謝を申し上げます。本日、ほかの証人、例えば松林憲治証人にも出頭を要請しましたがけれども、公務を理由に出頭されませんでした。委員会ではある程度は理解できるものの、理解しにくい面もあるわけございまして。そこで最後に、証人はどのような認識で当調査特別委員会に出頭されているか、百条委員会との認識を含めてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

岡部証人 2000年8月に私のところに田中知事から初めてメールが来ました。その中には、長野県の今の状況を自分なりに非常に憂えていると。その中で出先機関を含めて、長野県でも優秀な職員の方たちが数多くいるはずだと。なのに唇寒しの状態が長きにわたって続いているのだとしたら、それは県民にとっても、県職員にとっても不幸なことだと。本来は議論好きだった長野県が再び自由に意見が言える、明るい県の空気となるようにお手伝いができればと願っていますというメールが返ってきました。私自身は、この言葉を信じて、同じ方向で歩んできたつもりです。それがいつの間にか、1年たち2年たち、大きく離れていってしまったというのが実態です。知事が最初に述べられたように、しなやかな長野県、自由闊達な長野県、それをつくっていくということで、そのためには包み隠さない県政を行うというのが、私にとっては知事との約束だったのかなというふうに思っています。

この中で、包み隠さない県政を行ってきたつもりですけども、私自身が行ったことが客観的に見てどのようなものなのか、それを県民の代表者である議会に、客観的に、すべてを申し上げる中で客観的に御判断をいただき、評価をしていただければなど。そういう面で、百条委員会というのは、包み隠さない県政をやってきたのかどうかということをお判断いただける、一番いい場なのかなというふうに私自身は考えております。

宮津証人 私は公務員でございまして、これは県民のために働いている人間でございまして。すなわちそれは、県知事のみならず、県知事のためではなく、県議会の議員さんのためでもございませぬ。つまり私はここに立った以上、その県民の皆さんにどんなことがあったのかということをお話する。つまり、たまたまきょうもなかなか記憶のあいまいな部分があって御迷惑をおかけする部分がございますけれども、私はここに立った以上、真摯に県民の皆様にお答えするというつもりで立っております。

石坂委員 すみません、では1点だけ岡部証人にお伺いします。私はきょうちょっと尋問するつもりはなかったんですけど、ただいまの最後の御証言の中で、2000年8月に初めて田中康夫氏からメールを岡部氏が受け取ったという、今、御証言がありました。2000年8月というのは、田中康夫氏が知事になる以前と思うんですけど、どうしてその、知事になって以後ならば職員の方とのやりとりはあると思いますが、知事になる以前になぜ岡部氏に、田中康夫氏が岡部証人にメールを送られたのか、その関係について御証言いただきたいと思います。

岡部証人 実は、私、ヤフーの掲示板で県政に対する掲示板をやっておりました。それを見て、田中さんが立候補するんじゃないかというようなところが、その掲示板の中に書かれてきまして、それで田中さんのメールがこうだというようなことがありまして、そこへぜひ知事に立候補することを検討してもらえないかというようなことをメールで入れました。それは何回、2回くらい入れた段階で田中さんの方から、今、御紹介したようなメールが来たということです。その掲示板の中に書かれた内容、何となく田中さんが立候補する意欲があるみたいだということを信じてと言うんですかね、そこで出したのが初めて知事にメールを出した、田中さんにメールを出した初めてです。ですから職員になってからというのは、知事との間はあまり、2年間一般的なメールは時々送りますけれども、そんなに今言われているような形のメル友というところでは、私自身はないというふうに思っています。

石坂委員 では確認だけなんですけど、いずれにしてもでは接触は、立候補する意欲のある人なんだなということで、岡部証人が最初にメールを田中氏にされた。そのあとちょっと事前のやりとりがあった。深い関係かどうかということはお伺いしているわけじゃないんですけど、接触の始まりはそういうことだということによろしいですね。

岡部証人 これは掲示板でそういう流れが掲示されたものですから、それを確認するような形で入れたということなんです。一般的に話をしただけであって、そのあと具体的に知事と直接話をしたことはありません。

宮澤(敏)委員 委員長とも相談しまして、ちょっと百条委員会の関係でございますので、最後にひとつ私の方から、2点にわたりましてお伺いします。まず一つは、しなやかな信州をつくる知事の後援会ですね。過日、山根会計責任者がここへ出頭されて、証言の中で、もし仮に後援会が立てかえているような部分があるとしたら、それは必ず請求をすることをお約束したんでありますが。岡部証人、宮津証人、それぞれそのように、そのあと、前回でしたか、の以降、それぞれしなやかな、要するに知事の後援会からそのような調査なり、請求なりがあったかどうか、事実だけお伺いします。では岡部証人からお願いします。

岡部証人 一切ありません。

宮津証人 私の方にもありません。

宮澤(敏)委員 それからも一つ、きょう提出されました阿部前副知事からの文書の中に、副知事をやめるときに知事から、要するに今までのそういう費用を負担していたという発言があったということではありますが。そういうことがあったので、私はこれは法律等に違反する支出だというふうに思いまして返還をいたしましたという記録を提出してくれているわけでございます。このことにつきまして、同時に過日、職員の、文書にてここに記録を提出いたしました大月さんからも、これは違反行為になるよということを知事に申し上げたという証言もお聞きをすることができました。これは大月さんということじゃなくて、要するに知事が、田中康夫氏が職員さんに対してこういうふうに接待する、飲食の費用を出す、こういうことは法律に違反する行為だよということを、職員の中から大月さんは指摘したということ、阿部さんの私どもへの証言の中でそんな話もあったわけではありますが。そういう事実、職員の中から知事に対して、こういう行為は違反行為だよというようなことがあったかどうか。皆さん方が申し上げたことがあったかどうか、その事実だけちょっとお伺いをいたします。

岡部証人 私の方からはありません。

宮津証人 私もございません。

宮澤(敏)委員 最後にこの阿部前副知事の中に、阿部さんのものについては、今まで飲食をともしたところというところに出てこなかったんですね。それが、阿部さんが前回、8万円という、8万円以下だということでございますけれども、それだけの経費の接待を受けたというようなことで、それをお返ししたという事実があったわけでございますが。今まで当委員会等々で公表されていないそういう分野で、こういうような飲食の、田中康夫氏から接待を経験したことがあったか、なかったか、そのことだけお聞きをして終わりにしたいと思います。いかがでございましょうか。

岡部証人 しなやか会の収支報告に記載されていないものとして、例えば軽井沢のプレストンコートですとか、そういうものはあります。それはできるだけ記憶の中では出していると思いますので、それについてしなやか会の方できちっと検証していただければと思っております。

宮津証人 私も同様でして、前回もお話ししましたけれども、多分田中知事と食事したようなことがございますけれども、それがすべてどうかという部分で、今、つまびらかに証言する部分がないんですけれども。私自身としては、その部分、解決しているのではないかと考えています。

小林委員長 よろしゅうございますか。それでは、私がちょっと聞き漏らしたかと思って、岡部証人に一つだけお聞きをしておきます。先ほどの答弁の中で、公文書の不存在、それが

結果的に破棄になるわけですが、それも含めて知事の指示に従って行動をしたという証言だというふうに、さっき私は受けとめたんですが、それでよろしゅうございますね。それだけ確認させてください。

岡部証人 はい、そのとおりです。

小林委員長 わかりました。ありがとうございました。

以上で岡部英則証人、宮津雅則証人に対する尋問は終了をいたしました。証人各位におかれましては、大変お忙しい中、再度おいでをいただきまして、当委員会の調査に御協力いただいたことを心からお礼を申し上げます次第でございます。本当にありがとうございました。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[証人 退席]

それでは、ここで15分間休憩をいたします。

休憩時刻 午後3時27分

再開時刻 午後3時46分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、田山重晴さんから証言を求めます。これより、証人田山重晴さんの入室を求めます。

[田山証人 入室・着席]

田山重晴証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございます。なお、予定時刻を大変遅れましたことをおわびをする次第でございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力いただくようお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職



業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

田山重晴証人、宣誓書の朗読を願います。

[ 田山証人、宣誓書を朗読 ]

ありがとうございました。御着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらからの尋問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

これより田山重晴証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き竹内委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことにいたしております。

まず私から田山重晴証人にお尋ねをいたします。あなたは田山重晴さんですか。

田山証人 はい、さようでございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

田山証人 長野県の農政部長でございます。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、竹内委員から尋問させていただきます。

竹内委員 御苦労様です。私から、これまで総務委員会等での質疑や、総務委員会に出された資料、あるいは当委員会に提出されました記録により、知事後援会の費用負担による県職員や審議会委員との会食を伴った会合に、田山証人が出席していたとされる内容について、

尋問させていただきたいというふうに思います。

平成15年、2003年5月30日に長野市のカサイライフ、これは「（まる）」というお店ですけども、で行われた会合に田山証人は出席されましたでしょうか。

田山証人 5月30日には出席しております。

竹内委員 だれに呼ばれて出席されましたでしょうか。

田山証人 ぼんやりとした記憶を頼りにお話ししなければいけないのでありますけれども、確か当時の宮津秘書ないしは経営戦略局の秘書の方から、私の秘書を通じてあったと思います。

竹内委員 この会合については、何の目的で行われたのでしょうか。

田山証人 具体的にどういうテーマであるのか、私はそのとき理解するすべもなかったのでありますけれども、そのあとの話も終始知事の話聞いていたような風景を思い出します。

竹内委員 どのような中身の話がされていたのでしょうか。

田山証人 非常にぼんやりとした記憶でございますけれども、確か私は知事の近くに座っていたんじゃないかと思うんですけども。いろいろな、知事のさまざまなお話というんでしょうか、それをずっと聞く立場にいたんじゃないかなとそういう風景でございまして、多くの方々が何か意見を交換するというような、そのような記憶はございません。

竹内委員 これまでの証人の証言によりますと、社会的、一般的な話もあり、あるいは岡部証人は、住基ネットにかかわる課題についても話があったんだということを証言されておりますけれども、記憶はございませんでしょうか。

田山証人 その、あと知恵で、私ちょっと記憶が混同するわけですけども。おそらくそのときの状況、あとの状況から推して私の記憶をたどっていきますと、住基の話は全くなかったかというような記憶もないわけでありますので、それも含めてさまざまなお話があったのではないかと考えております。

竹内委員 当時、それぞれの、ほかのいわゆる会合、懇親会を伴う会合、それぞれ呼ばれている方、一致している方もおいでですし、それぞれの言ってみればテーマ別に呼ばれているような現象もあるわけですけども。当時、田山証人は企画局長という立場でございまして、企画局長という立場でなぜ呼ばれたのかというようなことに対しての考えですね、その辺についてはいかが考えておられますでしょうか。

田山証人 企画局長でありますから、県政全般の問題がありますし、ちょうど情報政策というのは情報関係を担当していましたし、そういうような県のある意味では中枢的な立場にいたということから、そのような場に出席するというような経緯があったのではないかなと、このように考えております。

竹内委員 先ほどの岡部証人の証言によりますと、田山証人についても、住基ネットに関して当時一定の、当初役割を担っていただくというようなことがあったというような趣旨の証言をされておられますけれども、こういうことでよろしゅうございますか。

田山証人 私の記憶に残っているのは、まず住基ネットの関係というのは、市町村課が中心にやっていたものでございます。本人情報確認保護審議会にも私も出ていましたけれども。その関係で記憶をたどっていきますと、そのITというんでしょうか、その情報の機器の、私が一番苦手な分野ですけれども、そういう意味で企画局の情報政策課がある意味では支援をするというようなかわりで、企画局長もそういう意味でかわりがあったんじゃないかとそう考えております。

竹内委員 この会合は、飲食、アルコール等、伴った会合ということですか。

田山証人 はい、さようでございます。

竹内委員 ほかにだれが出席されていたか、記憶にございますでしょうか。

田山証人 それが非常に私の記憶をたどっていきますと、何度もこういう記録を読んだり、記憶をよみがえらせてきたわけですけれども。そこでぼんやりとした記憶でありますけれども、もちろん岡部さんは出ていました。私は記憶に残っているのは、松林さんと一緒に行った記憶がありますから、松林さん。知事ですね。その宮津さんも、私の記憶にはないんですよ。宮津さんから、あるいはらしき人から連絡があったにしても、私のその場面を何度繰り返しても宮津さんという像が浮かんでこないわけにありますから、ほかにどういう方がいらっしゃるのか、ぼんやりと定かでないのが、偽らざる私の記憶です。

竹内委員 それでこの支払いは大だれが行ったのか、当時の状況も含めてお話をいただきたいと思えます。

田山証人 だれかが支払うだろうと思いつつも、直接、具体的にどう払われるなということについては、そのときだれかが払うだろうと思いつつもいついそのまままになって、結果としてあとでわかった事実を知ることになった次第でございます。

竹内委員 他の証人の方のお話では、店の方からあとで知事へ請求するというふうに言われて、あとで請求が来ると思っていたというような証言ですね。あと全く知らないというようなことがあるわけですけれども。普通、社会常識的に会計のときに、きょうは割り勘でとか、きょうは会計どうするのというようなことが、当然出る場面が通常かと思うんですけれども。その点に関しては、状況はどんな状況だったんでしょうか。

田山証人 今から言えば確かにそういう確認するすべがあったんじゃないかというお話になりますけれども。私が記憶をたどっていきますと、あいまいなままにしてしまったんですけれども、そのときは確かにだれが支払うのかなという気はあったんですけれども、その場で

私はある意味では一番、何て言うか、先輩格にあったわけですから、そういうことをだれにも語らずそのまま放置しておいたというのは、一つの事実であります。

竹内委員 それでしなやか会の経費により支払われたということを知ったのは、いつごろですか。

田山証人 上伊那地方事務所にいたとき、新聞報道があったあのころです。

竹内委員 総務委員会でその問題が明らかになったというところという解釈でよろしいですか。それでその会費分、後に松林氏、宮津氏、あと岡部氏等については、後に返却したということで証言をいただいていますけれども、この会費分については、後に田山証人も返却されたのでしょうか。

田山証人 私も返却しております。

竹内委員 それはいつごろ、いくら返却されたのでしょうか。

田山証人 きょうに備えて領収書というか、現金書留で送ってあるんですけども、確認しようと思ってついつい確認はしてないんですけども。当然今年になってからですから、春ごろであります。現金書留で送り、そして領収書まで私の手元にあります。どこかの書類の中に入っていると思います。

竹内委員 それは今でも、ですから証明するものについては確認すれば、当委員会に提出をただけるという解釈でよろしゅうございますか。

田山証人 はい、できます。

竹内委員 それで、今回、こうしたしなやか会経費での県職員の懇親会について、職務規律や公職選挙法、あるいは地方公務員法、これは信用失墜行為等の観点から問題視されているわけですけども。こうした事実について、田山証人は現在どのように考えておられますでしょうか。

田山証人 現在どのように考えているかということでもありますから、その後の経緯をたどりながら今の考えということでございますけれども、公職選挙法であるとか、地方公務員法、いろいろな法律をひもといたりして、結果としては地方公務員としての倫理と言いますか、時代とともに倫理のハードルが高くなっておりますから、そういう意味からしますと、そのような行為については、今後慎重にやっていかなければいけないというように、自戒の意味を込めて考えているところでございます。

竹内委員 今後というお話だったんですけども、ではもう一度お聞きしますけれども、その返却された理由ですね。総務委員会等でそのことが指摘されて、そのことはどのように自分で解釈されて返却されたのでしょうか。

田山証人 やはり議会という公の場でそのような議論がなされて、やはり信用というものは、

やはり社会における一つの、多くの方々の考えておられる一つの基準というものがあると思いますから、そういう意味で社会的な、報道等を通じて、これはやはりけじめと言うんでしょうか、きちっとしておかなければならないと、そのように考えてその返却ということに及んだわけでありませう。

竹内委員 それから当委員会に、当時の阿部副知事から提出されました記録の中に、しなやか会に返却した金額、トータルとして8万円ございまして。これ実質的にはもっと多くのお金を送ったんですけど、自分が中身がわからないので。しかししなやか会の方で8万円をいただいで残りは返してよこしたと。したがって8万円の中身というのは、しなやか会さん、当然その数字を出すにはわかっておられて返してよこしたと思うんですけども。ただその中身が私どもとすれば、既存の、あといくつか不明なカサイライフや、東京の飲食店でやられたものについて、しなやか会の収支報告に記載がされていて不明なものがいくつかあるわけですけども。ただそれを特定できないわけでございます。

したがってお聞きするわけですけども、ほかに副知事とか、あるいは知事等も含めて、会食の、同様のケースで会食をされた、あるいは会合ですね。飲食を伴う会合をされたケースがございませうでしょうか。

田山証人 はい、あります。

竹内委員 それはいつどこで行われたものか、お願いしたいと思います。

田山証人 私の記憶の、ぼんやりとした記憶の中では、飲食を伴うというのは1回ですか、あるいは弁当を食べたのが1回くらいあると思うんですけども、それがいつどこというのは、いくつかいろいろな私的な会合等ありますから、今の段階で記憶をよみがえらせて語れるだけのものはないんですけども。そしてそれは私の記憶では、自己負担でやったと記憶、逆に言うならば今みたいにしなやか会で支払われたという記憶はございませぬ。

竹内委員 その自己負担ということは、確実な記憶としてそれは間違いございませぬでしょうか。

田山証人 ぼんやりとした記憶の中で、だれかに支払ってもらったということではなくて、その場で請求を計算しながら払ったような記憶がございませぬ。

竹内委員 これ、不明な点を私どもとして残しておくわけにもいかないもんですから、また記憶をしっかりとどっていただいで、昔のノートなど見ていただいで、そしてその日にちがもし特定できましたら、当委員会の方にその記録というか、その思い起こした記憶の中身を御提出をいただくことはいかがでしょうか。

田山証人 私の恥をさらすようですけども、日記もつけておりませぬし、実際、記憶をたどるだけしかない。むしろ逆に今回の5月30日の件も、5月30日だということはいろいろな

お話を総合して、多分ここだろうという、たまたま5月30日は、私は松本空港の関係で会議をしておりまして、その記憶できょう帰らなければいけないなど。そういう、人間、記憶というのは不思議なものですから、そういうものと重なって、ああ5月30日はそういうことかと。そういうたどり方しかできないものですから、むしろ何か逆にいろいろな証するものがあれば、他の人に尋ねてあればそういう形でお答えはできるのではないかと思います。

竹内委員 それは、先ほど申し上げた長野市のカサイライフ「(まる)」というお店であるとか、あるいは東京の飲食店であるとか、そういうものは今の中には、弁当はきっと違うんでしょうけれども、自己負担というものの中に入っておりますでしょうか。その点だけ確認します。

田山証人 東京は全く記憶はありません、東京は。

竹内委員 もう1件、「(まる)」であったかどうかということはいかがですか。

田山証人 「(まる)」はないと思いますよね。「(まる)」は私的にも飲んだことがありますけれども。

竹内委員 もう一度確認しますが、ではほかにはもう田山証人が出席している同様のケースは、今の言われたこと以外にはないということによろしゅうございますか。

田山証人 私の記憶の中には、今お答えしたとおりでございます。

竹内委員 最後に、これきょうの証人、松林証人も違う件でお願いしているんですが、何かきょう出席をいただけないということございまして、念のためにそのことも関連して田山証人にも尋問させていただきますけれども、何かお聞きしますと、きょう、1時から県職労との組合交渉ということをやられていまして、これには田山証人は出席されましたでしょうか。

田山証人 はい、私は約束の2時半まで出ておりました。

竹内委員 それで事前交渉の段階では、田山証人は出席予定でなくて、途中からきょうになって出席するという話を伺ったというふうに私は伺っているんですけども、それは違いますか。

田山証人 私はこの話は27日(日)午前9時頃、その話を耳にしておりますけれども。

竹内委員 わかりました。以上で私の方の尋問は終わらせていただきます。

木下委員 どうも御苦勞様です。私も過去、公務員だったものですから、県の職員だったですから、そういう立場からお聞きしたいと思うんですけど。確かに記憶というのは、本当に1年、2年たつとぼんやりしてしまうものだ。この状況はわかりますけれども、それであるからこそ、県の仕事として、飲んだり物を買ったりする場合には、支出負担行為を起こすわけですね、まず。だから公務でやった場合には、そういう形で支払い漏れがあるというよ

うなことはないわけです。それで、だからそういうことをやっていないとすれば、あとは会費で払うということですから、通常の場合には、我々もいろいろ飲んだり買ったりする場合も、きのうのはどうだったかなというようなことを、これお互いに、飲んでおいて支払ったんだか支払わないんだかわからないようなことで時が過ぎてしまって、それで放置するなんていうことは、これは社会人として、特に公務員なんか余計そうだと思うんですけども。そういう記憶がぼやけてしまって、どうなっているんだかわからないなんていうことは、社会通念上もそういうことは許されることではないと思うんですよ。

ですから、公務でなければ、この間のはどうだったのと、それも1年も2年も放っておいて、議会で問題になったから初めてどうだったかななんて思い出すということは、通常、考えられないように思うんですけども。当時の企画局長でおられたころの県の支払い、飲み食いした支払いというものは、一般的にそんな状況だったんでしょうかね。ちょっと理解に苦しむわけなんですよ。みんな各、県庁のそれぞれ幹部の人たちが一杯飲んで、あれどういふふうだったんだか少しも記憶にもない、そうかといって公務ならばちゃんと支出負担行為を起こして払うわけですから、そういうことでもないとする、その当時は、そんな払ったんだか払わないんだかわからないで、ずっと1年も2年も放ったらかしておくと。そして記憶にございませんと。こんな状況だということだとすると、これ長野県庁の人たちには簡単に飲ませられないなとこういう感じも受けるわけですけども。その辺はどんなふうなんですか。

田山証人 公務はもう当然支出のことはきちとした仕掛けがありますから、私も公私というものは、公というの、行政の公についてはきちとした手続を踏まなければいけないと。これは、人一倍意識は持っておりますけれども。いわゆる公務外のものについては、今、木下委員からおっしゃったことでありますけれども、木下委員の常識からすればある意味では批判を受けても仕方のないことであつたと。今、思えば御批判は甘受するしかないと思っています。

木下委員 これは今の問題だけですか、それとも当時は長野県庁の幹部はそういう飲み方をして、どうなったんだかわからないということがほかにもあるわけなんですかね。この問題だけそういう記憶がなくなってしまったわけなのか、違う案件もほかにもあつて、払ったんだか払わないか、あのときの支払いはどうなっているんだかわからないと。これが長野県の県職員幹部の一般的なやり方だったんですか。

田山証人 その質問を受けると私もたと困るわけがありますけれども。私的な場合でも人間、公的なものについてはきちとシビアに対応いたしますけれども、請求がない場合に、いつかだれか請求があるだろうと思いながらも、人間というのはどこか聖人君子ではないと

ころがありますから、うやむやに終わればそういうことかなというような思いも去来することもあるということをお認めざるを得ないと思います。

清水委員 お聞きいたします。証人は上伊那地方事務所長さんの前は企画局におられまして、その前に住宅部長さんだったと思われましても、住宅部の部長さんの期間は、いつからいつまでやられていたかお教えてください。

田山証人 13年4月から14年3月末と記憶しています。

清水委員 調査によりますと、住宅部長さんを退任されまして企画局長さんになって以降も、稲荷山の問題でたびたび知事からというか、知事とのメールもやりとりをし、なおかつ会議でいろいろな説明を受けておられますが、それはどういうお立場だったのかお教えいただけますか。

田山証人 たびたびと言うんでしょうかね、当時のことを思い出しますと、私は軽井沢のマンションの問題で、住宅部長のときから企画局長にかけて非常に心を砕いて、訴訟を受けるのも覚悟の上でやった経緯がございまして。それに絡めて、企画局に来てからも住宅部との関係についてはいろいろお話がありました。そうした中に、今、委員お尋ねの稲荷山のことについては、本当にごく小さな記憶しかないんですけれども、その問題についても相談というんですか、会合に出た記憶はおぼろげながらもございまして。

清水委員 よく思い出していただきたいんですが、実は稲荷山の木質化から木造化ということが決まった、公に決まった当日、実は当時の局長は説明を受けているんですけれども。それは平成14年10月ですからもう退任されて10カ月もたってから、木質化から木造化にするという御説明を受けているんですが、どうしてそこにおられたか、もう一回説明をいただけますか。

田山証人 説明を受けているという場所の問題もありますけれども、私は正確には記憶はしていないんですけれども。唯一お話があるのは、少し議会のやりとりを見た上での枠組みを自分で理解した上でお話をいたしますと、14年10月ころ、そのときにあれは住宅部長の中村さんからでしょうか、ちょっとからでしょうかとしかものの言い方ができないんですけれども。3階の知事応接へ来るようにというような話があったのではないかと思うんです。結果として知事応接へ入ったときに、稲荷山の話が話としてあったという記憶はございます。

清水委員 では日を限定しますか、10月11日、あなたは午後2回、1回目と2回目、説明を受けられているんですね、このことについて。それは記憶がございませんか。

田山証人 2回という記憶は定かにはございません。

清水委員 時間は2時30分と7時ですけれども、それでも記憶はございませんか。

田山証人 2回というのは、同じ日に2回という記憶は定かではございません。



清水委員 では覚えている範囲で結構であります、話の内容、会合の内容をお教えいただきたいと思います。

田山証人 そんなに多くは記憶には残っていないんですけれども、木質化か木造化か、現在の段階でどこまでそういう要請に、ある意味ではこたえられるのかなと。私の、今言葉で使っていますけれども、そのようなお話があって、記憶の中では、では現場へ行く必要があるんじゃないかなということで、そこにおられた何人かの方が現場へ行くと。私は当然行っておりません、当然と言いますか行っておりません。私が稲荷山の問題でお話をお聞きしたのは、それだけしか記憶にはないです。

清水委員 帰ってこられてもう一度会合をしているんですけれども、それは記憶にないということですか。では最後に確認だけさせていただきます。

田山証人 私の記憶の中には、連続してお話を、その稲荷山についてお聞きしたという記憶はございません。

宮澤（敏）委員 私も先ほどの方と同じように、田山証人は今も部長職ということで、県職員に範を垂れなければならない立場。私どもも接する県の職員はほとんど会費であれしたり、今はほとんど会費で飲むことも、議員やそれぞれ行政関係の人たちとしないているというのが実態でございますが。こういうような、要するに知事という一つの為政者ですね。選挙で選ばれた人、こういう人たちと要するに飲食をともにするという。こういうことはこの回、今、5月30日、一度限りでございましたか、そのほかにはありませんでしたか。

田山証人 先ほど副知事とのお話がありましたけれども、それ以外にも同席した経験、記憶はございます。

宮澤（敏）委員 またこのたびその関係について、しなやか会の事務局、ないしはしなやか会の山根会計担当から事実の確認と、それから要するに5万円以下のものについては出ていない場合もあるわけでございますが。そういうものについて、返済の調査なり、そういう要請等々のものはございましたか。

田山証人 ございません。

小林委員長 よろしゅうございますか。それでは以上で田山重晴証人に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては、大変お忙しい中、しかも長時間お待ちをいただいたりしながらお越しいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[田山証人 退席]

以上で本日出頭を求めた証人に対する尋問は終了いたしました。

宮澤副委員長 きょう午前中に御報告をいたしました、特に鈴木委員、そして竹内委員から、

きょうの住基ネットの関係でどうしても出席を要請しておりました松林憲治証人についてでございますが、既に組合交渉は終了しているということでございましたが、本人は、今、私、確認しまして、本人のところへ電話してもなかなかお出にならないものですから、その一番近い秘書広報チームリーダーと話をしまして、本人、きょう出頭する意思はないということでございます。12月2日出頭するということをお答えしているのというお話でございました。ですので、きょうは松林証人の出頭はいただけないということだけ御報告をさせていただきます。以上でございます。

鈴木委員 副委員長が再三にわたって接触を求めて、出席要求をされたということについては、本当に敬意を表します。ただ、この委員会に正式に書面をもって出頭できないという通知の内容と、いささか乖離がある実態がわかりました。下水内郡栄村の村長との懇談、そしてそのあと県職労とのいろいろ折衝ということをお聞きしておりますが、実際には下水内郡栄村の村長の行動予定が、あらかじめ松林県経営戦略局長との日程に入っていなかったというような事実をお聞きしておりますが、そういう結果を踏まえすと、最初から意識的に、計画的に、この当委員会の28日の出席は予定されていなかったという厳粛な事実を、私どもは今受けとめたわけなんです。ですから委員会として、単なる意思がないという今説明がありましたけど、意思がなければ出席できなくて、出頭しなくていいのかという追認みたいになりますので、そこの辺についてももう一度、委員会としても厳粛に精査して対応するというのもう一度検討いただきたいと思います。

木下委員 今、私も鈴木委員と同じ意見を申し上げようと思っていたところでございまして。書面で松林さんから議長あてに出てきている文書では、11月28日は、午前は栄村の村長との懇談会があるということで、この日は出られないということだったわけでございますけれども、先ほど資料もいただきましたけれども、村からいただきました日程では、この日は、村長さんは東京の方へ行かれるという予定になっていますから、最初から懇談会というのはあり得なかったわけございまして。あるいはこの当時であってあとで変更したかもしれませんが、それは変更できるわけですから。違うことをやっていたわけで、もうこれからいきましても、この報告、欠席の報告は、私は、これは虚偽じゃないのかなと。実態と違うと。虚偽による事情を言って出席を拒否したということに相当するものではないかというふうに思うわけございまして。こうしたことについては、これはしっかりと申し入れをしていくなり、それなりの対応を当委員会としてもとるべきではないかというふうに思いますので、どのように、どんなふうな形でやるかということとはちょっと検討しなければいけないと思いますけれども。

いずれにしても、きょう、出席ができないということについては、事実と違う理由でそう

ということがあったということと、さらに午後も向こうが口頭で、正副委員長で交渉していただきまして、きょうは組合との交渉があるからだめだということでしたけれども、これもそれなりの調整をすれば十分出席ができる状況にあったにもかかわらず・・・

(倉田委員から「終わっているんですよ、もう」という声あり)

だから出席できる状況にあったにもかかわらず、どうもそのそうした誠意が見られないということ、何段にもこれはそういう信義に反する行為ではないかというような感じがいたしますので、当委員会としても、これについてはきちんとした対応をとっていくと、こういうことを相談をしていただければとこんなふうに思いますので、提案をしたいと思います。宮澤(宗)委員 今、木下委員の方から話があったとおりでございますが、これ、事実と違うこの出席に対する回答であるわけです。こういうことが通るとすれば、これからもこの事実と違ったものを、私どもの委員会で今回調査と言いますか、副委員長等からお骨折りをいただいて直接この栄村さんの方へお聞きをしたり、あるいは委員の中で御努力いただいて組合との交渉時間等もお聞きをして、こういう結果が明らかになったわけでございます。

こういうことが、たまたま今回はその経過について調査をしたわけですが、このまま私どもが信じてやったとすれば、これからもこういうことが仮にほかの証人にも当てはまっていくと言いますか、そういう理由で故意に虚偽の出席拒否をして延ばされるという可能性が十分に想定できるわけであります。したがって、これについては、どういう手段をとることがいいのか、すぐここで私は答えは出ませんけれども、委員会として何らかの方向づけをきちっとし、さらに議長名で返事をいただいておりますので、議長名でもこの虚偽のあり方というものに対して、しっかり抗議を申し込む必要があるかと思えます。

そして既にこの理由は、本日、消滅をしているわけですね。この午後の労組との組合交渉も終了をしているということになれば、この拒否をする理由は、日を引き延ばすということの理由にはならないということでもありますので、したがってできることなら、再度、正副委員長で直接経営戦略局の方へ出向くなり何なりして、その状況を確認せずいただいて、それから判断をさせていただいたらいかかというように思います。

清水委員 1点、副委員長にお伺いいたします。間違いがあってははいけませんので。さっき拒否を、きょうは出席の拒否をするというふうにおっしゃったという御報告をいただきましたけど、間違いなく御本人がそうおっしゃったということによろしいんでしょうか。

宮澤副委員長 本人に答弁を求めましたところ、成沢、先ほど申しましたようにチームリーダーがまいりまして、きょうはもう、田山証人の証言中にこのメモが入りましたので、すぐ私飛び出ていきまして確認をしたわけです。その結果として、今、先ほど私が申し上げたとおりの内容のことにつきまして、成沢チームリーダーから報告があったということでご

ざいます。

この経過につきましては、実は私、今、栄村の村長がけさから全国過疎大会に行っているということで、先ほど来、村長との直接の対話をしようと思ひまして、連絡をしておりますが、村長との連絡がなかなかとれません。それで出たり入ったりしたわけですが、そのようなことで、村長の予定があるかどうか、先ほど助役からのメッセージは皆さんにお配りしたとおりでございますけれども、そういうような問題点がございませぬ。

ただもう一度、最初から繰り返しますけど、本日は栄村でドクターヘリの、栄村と十日町の境です。栄村地区で新潟県の十日町も参加して、そこでドクターヘリのチェックがあったということで、これは副知事が衛生部長のときからの対応で、担当者は副知事ということでございまして。栄村の村長のスケジュールにも、東京へ行く前に副知事とそのところに立ち会うというような内容があったことは、私も今、再度、確認をいたしておるところでございますから、今、総務課長に再度電話しました。その中に松林さんというのは、先ほど総務課長から聞いたとおりの内容で、25日に初めて松林氏が来るということを知ったという状況の文書は、正式文書でまいっております。先ほど皆さんにお配りしたとおりでございますので、11月24日に高橋書記が対応した内容につきましては、皆さんのところへお配りをした、それもそのとおりでございます。ですのでその段階においては、栄村の総務課長、総務課では松林さんが来るということは一切知らされていなかったということでございませぬ。

この辺の調査につきましては、先ほど委員長とも相談をさせていただきまして、もっと内容をしっかりと詰めて、皆さんのところに御報告させていただきたいという内容でございますが、今、私がお話をさせていただいたことにつきましては、それぞれこの委員会の最中ではございましたが、調査をした、現在の内容でございます。以上でございます。

清水委員 今、御報告いただいて、御苦労いただいたとおりだとして、今現状、拒否だということになるとすれば、百条委員会の場合、私の知識では、ただ出頭の拒否ということは、正当な理由がない場合は、確か法律に違反するかと思うんですね。このまま放っておくと、松林さんは法律違反になってしまうので、私自身も本意ではないんですが、もう一度、再度、正副委員長で本人に確認をしていただいて、御報告いただいて、これ間違えば犯罪者にしてしまいますので、そういうことにしないためにもぜひ一度御確認をいただきたいと私は思いますので、よろしく願ひします。

宮澤副委員長 全く、今、清水委員がおっしゃられたとおりで、この百条委員会は全国でも注目しているわけございまして、その証人が、しかも県の職員というそういう立場でいらっしゃる方でございますが、その方がそれぞれ出頭できない理由がどういう基準にあるかというのは、これは全国的に、地方自治法の第100条のこの既定が試されている、その証人が

出頭できない理由がどこまで許されるかということが試されている案件だというふうに正副委員長では考えておるところでございますので、そこら辺のところもしっかりと調査をしながら、それぞれ法律の専門家、また全国議長会等々も調査をしながら、皆さん方に2日までに御報告できるように・・・

倉田委員 それは違う、違うんです、今言ったのと違うじゃないですか。今、言ってみれば県職労との交渉が終わって、あと何の正当な理由があるのかということ、もう一回、正副委員長で本人に確認してもらって、それできょうできればやりたいと。そうでなかったら、正当な理由がなければできないということなんです。

宮澤副委員長 わかりました。

小林委員長 ほかにどうですか、いいですか。

宮澤副委員長 それでは、今、要請がありまして、みんなの総意ということになりましたら、ここで休憩を委員長に宣言をしていただきまして、早速、本人にお越しいただいて、すぐ証人尋問にこれから入るということを前提にしてお話をさせていただきたいということ、総意というふうにみなさせていただいてよろしいかどうか、もう一度委員長の方で確認していただき、その作業に入りたいと思いますが、よろしくお願いします。

小林委員長 それでは、ただいま意見が出ているわけでございますが、そうするとここで休憩をして、再々度にわたってでは聞くということですね。そうですか。私の考えをちょっと申し上げますが、私はこれだけの誠意を尽くして、再々度、出頭してほしいと、出頭しなければこれこれですというようなことは、私はこれだけ文書によったり、あるいは文書での回答をいただいた上で、きょうの出席できない理由は、栄村村長との会談、そして午後については県職労との交渉ということが理由であります。その間にも、終わったらという話を副委員長が続いて言っているわけでございます。そんなことでございますので、皆さんの総意ならそういたしますが。

石坂委員 理由の申し立てが事実かというのはまた後ほど御調査いただければいいんですけども、いずれにしても書面で正式にいただいたきょう出頭できない御本人の理由として、午後は労働組合との交渉だけが書かれておりまして、その交渉が既に終わっていることも確認できていますので。交渉がいつまでかかるかわからないということも、きょうの午後ずっと出られない理由であると思うんですよね。ということは、御本人の日程の中には労働組合交渉以外は入れてなかったということですので、物理的には可能だと思いますので、正副委員長の御努力には改めて敬意を表しながら、短時間でいいと思うんですよ。理由が消滅した現時点で出頭が物理的には可能なはずなのでという打診だけしていただき、だめならそれはまたこちらが判断すればいいことですのでお願いしたいと思います。

小林委員長 わかりました。それでは、ただいまの御意見どおり、暫時休憩をいたします。

休憩時刻 午後4時40分

再開時刻 午後5時25分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。最初に、副委員長の方から報告をお願いいたします。

宮澤副委員長 先ほど、本日、組合交渉は3時半ころ終わっているから、松林証人の出頭をということでお話がございました。その中で、先ほどは成沢チームリーダーからの返事でもございましたので、本人と直接会って話をするようにとこういってございまして、そういう中で確認をしました。本人は、本日は早く終わったけれども出席できないとこういってございました。11月25日付で松林証人からは、私の出席が可能な12月2日午後にお呼びいただきたくという希望を寄せられております。そんな経過を報告しながら、本日は出席できないと。

それから先ほど来さまざま御意見が出ていたものにつきましては、先ほど委員長と提案させていただきましたように、しっかり事実を調査の上、当委員会の方へ正副委員長から報告をさせていただきたいとこんなふうに思うところでございますので、よろしくお願いたします。いかがでございましょうか。

小林委員長 ただいま報告のとおりでございますので、御了承を願います。

倉田委員 委員長、副委員長の御努力には感謝を申し上げる次第でありますけれども、今、副委員長から報告がありましたように、きょうの、例えば25日の申し入れ文書の栄村の村長と会う、午後は県庁で県職労と組合交渉があり、どちらも県政の重要な課題のため都合がつかず、百条委員会には出席できないとこういってございますけれども、基本的に言うと、きょう、県職労の交渉が3時半に終わっているという状況で言えば、正当な理由がなぜないのかというような問題、それから栄村の村長との会談の予定が本当にあったのかどうかというような問題を含めて、御苦労けれども調査をいただいて、委員会としては、基本的にはその報告を受けた上で、しかるべき判断をしなければいけないと。つまり2日に出頭するからいいという話ではないというふうに私は判断しておりますので、そういう方向でぜひよろしくお願いたしたいと思っております。

小林委員長 わかりました。ただいま倉田委員からの御発言でございますが、いかがですか。さよう取り計らってよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、事実関係等の確認をあす以降してまいりたいと思いますので、御一任をいただきたいと存じます。

それでは、この際お諮りをいたします。本委員会といたしまして、住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関して、元県市町村課長西泉彰雄さんから、12月6日(火)までに陳述書の提出を求めるとしたいと思いますが、これに御異議がありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは次に、百条調査権に基づく記録の提出要求についてであります。各会派から「提出を希望する記録の一覧表」の提出がございましたので、会派から順次発言願います。

清水委員 平成14年10月11日ごろ、上田市にあります川西木材専務であります宮澤氏から田中知事に送った稲荷山養護学校改築の木造化に関するメール、もしくは文書の資料の要求を知事の方をお願いしたいと思います。

高見澤委員 松林憲治経営戦略局長の栄村村長との、本日の懇談会を行うという取り交わしをされた文書、並びに本日の松林憲治経営戦略局長の旅行命令票、並びに1日の行動記録票の提出を求めます。

竹内委員 しなやかな信州をはぐくむ会にまず2件ですけれども、知事、各種審議会委員、県職員との懇親会費用をしなやか会が支払っていた件で、平成17年に入って返還された方の氏名、金額、日時の記録。これは前回、提出をお願いしたので、提出されたのが平成16年分だけであったということで、17年の分をお願いしたいということです。

それから2つ目に、11月25日付で委員会へ提出いただいた立かえ金戻しの状況の中で、平成16年7月20日付で阿部守一氏から8万円が返還されているが、支払いの内訳を御提示願いたい。対象の支払いの内訳を御提示願いたい。その理由として、当委員会に阿部氏から提出された記録によると、副知事退任直後の平成16年7月12日付で同会会長穂苅氏あて経費の返還を行ったところと。同会がどの会合について、どれだけの経費を負担していたかについては不明であることから、やや多めの金額を送付し、判断については同会にゆだねましたところ、後日8万円を引きさった残額が返金されてまいりましたということの理由からあります。つまり8万円と判断されたのはしなやか会であることから、阿部氏が出席した会合や日時、支払った金額がわからないと判断できないため記録があるということで、その記録の提出を願いたいと思います。

それからもう1点、請求先は田山重晴氏、しなやか会へ返却した記録ということで、この3点お願いしたいと思います。

小林委員長 わかりました。ほかにございますか。それでは、ただいま各会派等から要求が

ありました記録について、1点の高見澤委員からの記録の要求に対しましては11月29日(火)まで、他の委員の記録の提出は12月4日(日)までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、百条調査権に基づき、付託事件の調査を行うための証人出頭要求についてお諮りをいたします。

来る12月2日(金)に県経営戦略局長松林憲治さん、並びに前回の委員会で決定いただいた元県総務部長宮尾弘行さん、元県教育長瀬良和征さん、元県教育次長杉本幸治さん、元県教育委員会文化財・生涯学習課職員山岸直樹さん、株式会社長野舞台取締役今井竜吾さん、しなやかな信州をはぐくむ会会長穂苅甲子男さん、加えてございますか。

平野委員 おはなしぱけっと号に関しまして、平成15年の暮れ、その当時の経営戦略局の北原俊樹主任、同じくその当時の教育委員会の上原五夫文化財・生涯学習課長、以上2名をお願いします。

清水委員 前住宅部長の中村芳久さん、それから現教育委員会の永井昇技術専門員、2名をお願いしたいと思います。

小林委員長 いいですか。先ほどの続きに申し上げます。穂苅甲子男さんに加え、北原俊樹主任、上原五夫元文化財・生涯学習課長、中村芳久元住宅部長、そして永井昇技術専門員、それぞれ証人として本委員会に出頭を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、証人の出頭時間等は正副委員長に御一任願います。

宮澤副委員長 大変人数が多くなっておりますので、民間人の証人を最優先しながら決定させていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。今現在、協議会等々で出された意見を集約しますと、午前9時30分から本日残っている住基ネット関係、そして午前11時からしなやか会の関係の残っている民間人の方、それから午後一番でおはなしぱけっと号の民間人の方、それから、それが約4時間ということでございますので、それが終わってから稲荷山養護学校の関係と。こんな関係でちょっと午後7時ごろ近くなると思いますが、証人の方については2時間程度の刻みで御了承いただきたいとこんなふうに思うところがございますので、よろしくお願い申し上げます。

小林委員長 それでは、御一任をいただいたということで進めさせていただきます。次回委員会は、12月2日(金)午前9時から協議会を開催した後、引き続き午前9時半から委員会



を開催し、証人尋問を行います。

この際、何か御発言がございますか。

(「なし」という声あり)

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

閉会時刻 午後5時36分